

ローンとかいう一つの公共性、社会的ニーズに対応する商品としては逐年拡充されつつあります。が、一般に言う急場の場合の個人金融という問題がとくに預金者保護の見地の中で、どちらかといえども、比較的軽視されておったような傾向がある私も思います。そこにサラ金という問題が出て、それがもうもろのサラ金地獄という言葉に象徴されるような事態を惹起したんじやないか。したがって、現実に即して見れば、その規制というものを行つことによつてそれなりの社会的意義といふものに対応する法律規制というものが一つは必要ではないか。これが今度の議員立法である。これは長い歴史をかけて各党間でさまざまな協議をここ数年行つてこられたわけでありまして、これがこのように審議の場に提供されておる事実であろうと思います。

いま一つは最初に申しました今日ござります銀行法とか、そういうものに基づく金融機関の個人金融に対する対応の仕方というものをもつと指導していくかなきやならぬ。それが社会の公共性にこたえる。いま一つの道であるといふふうに思つております。

これについては、今まで行政指導というものが行われてきましたが、なおかつ国民のニーズの多様化に対応し個人金融の面に配慮して金融制度そのものが働いていかなきやならぬ余地はあるというふうに私は認識いたしておりますところでございます。

○寺田熊雄君 そういたしますと、大臣、いまの大臣のお答えぶりは、言葉を選んで答弁する往年の大平さんとそくり、大変似た感じがするんですが、結局、從来の金融行政が消費者金融に対する対応について金融機関に対する指導監督の面で十分でなかつたという御反省の上に立つて、今後はできるだけ努力すると、簡単に申しますと、いうふうに受けとめてよろしいでしょ。

○國務大臣(竹下登君) 端的に申されますと、怠つておつたという表現は別といつしまして、その方のニーズに対応する姿勢をもつとそれぞれの

金融機関が持つべきだという行政指導は私どもとして絶えず念頭に置かなければならぬ。もちろん、預金者保護という立場からして、どちらかといえども、わが国の銀行法は貸出先自由といふ形態になつておりますので、およそ法的な規制の問題ではございませんけれども、金融機関の持つ社会的公共性ということからいたしまして、その面に大きな配慮をするような指導、助言といふものは続けていくべきものであるといふふうに、その限りにおいては一緒であると思つております。

○寺田熊雄君 なお、この両法案の審議に当たりまして、三月三日、参考人としてこの委員会に出席をなさいました上田昭三博士は、適正金利はたとえば五十六年末の場合二十五万以下は三〇・九%、三十万円を超える場合は二五・三%であり、これは、アメリカが二二・七%、西ドイツが一四・一二五%、フランスが一五・八%、一九・五%という料金利を消費者金融について規定しておることからも、決して無理ではないんだ、現在クレジットカード発行会社、信用販売会社いすれもそれなりの金利でやっておるではないかといふ、きわめて説得力のある意見を述べたわけですが、大蔵当局は適正金利を見出しえないということを盛んに弁明するわけです。

大蔵省の頭脳とそれから何万という手足をお持ちになつていらつしやるその機構等から見て、適正金利を見出しがたいということは、これこそまさに職務怠慢のそしりを免れないであろうと私は考へるんですが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(宮本保孝君) 上田先生の一つの御提案でございまして、国会におきましてもいろいろな案が出たということは私どもよく存じております。

一つの御意見であろうかと思うわけございますが、金利といいますのは、そのときどきの経済情勢とかあるいは金融情勢、それから資金の需要供給の問題、それからどこがだれに貸すかといふことなどを把握なさいませんと、この消費者金融、サラ金に対してどう自分は対応したらいいかといふことを把握なさいませんと、この根本的な態度が決まらないと思うんですね。だからこれを発見するための御努力は当然ながらなければならないと思いますよ。

それからサラ金悪を根絶する一つのかぎは、貸せば貸すほど利益が上がるという、そういう経済的な基礎を、芟除してというか、なくしてしまわない根絶できないと思いますよ。

いまの場合には、少額の貸付金、たとえば十万円の金利でも、それから一千万円の貸し付けの場合の金利でも、すべてあなた方は七三%とし、五四%とし、それから四〇%といふようなものを目標にしていらっしゃる。これは議員提案ですが、あなた方はそれを支持していらっしゃるわけでしょう。

武富士にしろアコムにしろ、調べてみますと、どんどんとダミーを使って都銀や生保から資金の借り受けをして店舗をふやす。アコムのごときはわざわざ四年間に武富士をしのぐだけの店舗を開

利水準はどうかということは一律になかなか決めにくい状況でございます。

確かにそれこそ上田先生の試算というのももちろん努力しなければならない課題であります。

確かにその御見識だと思いますが、これを議論すればするほど、一体適正とはということについて壁にぶち当たるわけでござりますので、これからももちろん努力しなければならない課題であります。

確かにそれこそ上田先生の試算というのもありますが、ある意味において国民党各界各層の意見を集約された国会の議論というようなものが、さまざまに問題であります。これは勉強は続けなきやな

い問題であります。これは勉強は続けなきやらぬ課題であるといふには私も理解はしておりますところでござります。

○寺田熊雄君 それは勉強していただいて、大蔵省として、国として適正金利はどうあるべきかという点の見解をお持ちいただくべきだと思います。

それからサラ金悪を根絶する一つのかぎは、貸せば貸すほど利益が上がるという、そういう経済的な基礎を、芟除してというか、なくしてしまわない根絶できないと思いますよ。

いまの場合には、少額の貸付金、たとえば十万円の金利でも、それから一千万円の貸し付けの場合の金利でも、すべてあなた方は七三%とし、五四%とし、それから四〇%といふようなものを目標にしていらっしゃる。これは議員提案ですが、あなた方はそれを支持していらっしゃるわけでしょう。

武富士にしろアコムにしろ、調べてみますと、どんどんとダミーを使って都銀や生保から資金の借り受けをして店舗をふやす。アコムのごときはわざわざ四年間に武富士をしのぐだけの店舗を開

設してしまった。アコムは、五十三年の十月二十三日設立ですから、ちょうどいま五年ですね。ところが、武富士の方は、四十三年六月二十九日ですから、これは約十五年になりますね。ところが、アコムの場合はいま、昨年十一月三十日に出されました有価証券報告書を見ますと、三百八十九店铺となっています。武富士の方は三百四十五店铺。そして融資額残高を見ますと、武富士の方が二千七百六十二億円。アコムの方は二千三十七億四千六百万円。片つ方は十五年で、片つ方は五年の間にそれをしのぐほどの店舗を開設しておる。で、よく調べてみると、アコムの広告宣伝費は実際に、売り上げ高ですね、営業収益の一・八%という巨額のものです。これは金額にして五十六億九千八百万円。従業員の給与と手当が四十億七千二百万円、賞与が十二億八千五百万円、合計して五十三億五千七百万円。つまり従業員の給与や手当、賞与を含めたものよりも宣伝広告費の方が多いという驚くべき事実になつておるわけですね。これは貸せば貸すほどもかかるということなので、やっぱり段階的な金利制度というものを考えていただかないと、こういう現象は今後も続くと考えざるを得ません。

ですから、利息制限法のような非常に古い昭和

二十九年にできた法律でさえも、しかも法務省所管の法律でさえも、十万円未満の場合には二割、百万円未満は一割八分、百万円以上が一割五分というような、それだけの細かい配慮をしておるわけであります。まして、あなた方金融の総括をなさる人がサラ金に関して段階的金利ということを考えないというのは、非常にお粗末であると言われてもしょがないと思うんですが、この点大蔵大臣はどうにお考えになりますか。

○政府委員(宮本保幸君) この貸出金利につきましても、今回の場合にも、国会の御判断に従うも

申しますと、出資法上の上限金利は刑罰を科す

限界となるものでございますので、元本の額に応

じまして段階的に規制するということになりますと、實際には貸付契約の場合に額を分割する等の脱法行為等によりましてかえつて実効が期しがたんではないかというふうな点もあるわけでございまして、刑罰金利ということになりますと一律の金利にならざるを得ないんではないかというふうに考えておるわけでございまして、別途、過剰貸付けの問題につきましては、この法律成立後におきまして私どもいたしましても十分な配慮をいたしてまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君

これは刑事責任と民事責任を分け

て考へる近代的な法感覚を持つておるかないと

――前回の審議でも刑事責任と民事責任とを何か

こちやこちやにしたような御議論があるわけです

よね。これを何か区別することが法的な整合性に

反するようなお考へを持つていらつしやる方も多い

らつしやるようですがそれはそうじやないんで、

ならないと私は思いますよ。

銀行局長、いまのも刑事責任と民事責任を分けて

考へてもいいわけですからね。ですから、その点

は、これをやらないと過剰融資はどうしてもなく

ならないと私は思いますよ。

それからもう一つは、一般予算委員会でもお尋

ねしましたように、都銀や生保がダミーを使って

サラ金業者に融資する。この点は大蔵大臣の御答

弁、非常に微妙な御答弁であります。悪を助長

するものとすると、一般的にいつて自肅すべきだ

といふ御意見のようでした。今後も金融の本質に

立ち戻って、なるほど銀行は自由だと申しまして

も、公的な性格がありますし、かつ一般の消費者

に対する貸金債権を担保にしているわけですから

して、そういう面から、日銀総裁がおっしゃった

ように、好ましくないものとしてこれの抑制的な

行政指導を期待したいと思うんですが、いかがで

しょう。これは大臣。

○政府委員(宮本保幸君)

金融機関の役割りとい

たしまして、健全な資金を供給することによりま

して健全な消費者金融業者を育てていく、あるいは

そういう卸売金融的なことを通じまして消費者

金融に役立つていくという点も、金融機関側の機

能なり、あるいは社会的責任を果たす役割りの大

きなつかと思うわけでございます。

ただ、この間も大臣御答弁になつておられまし

たが、それが社会的な悪を助長するとか、あるい

は非常に弱者を苦しめるようなことになるとか、あるい

あるいは金融秩序全体を混乱させるようなことに

なるとか、こうのことになりますと、これはま

た非常に公共的性格を持つた金融機関としてはま

ことに好ましからざることでござりますので、そ

の辺は、私どもいたしましても從来から、健全

なる消費者金融に役立つような資金の供給につい

ては前向きでいいけれども、これが一たん社会的

な悪を助長する、あるいは非常に社会的な批判を

こうむるようなことにつながるようなことであれ

ば、これはまさに公共的使命を担つ金融機関とし

てはあるべからざることでござりますので、この

点につきましては厳重に注意いたしておりますところ

でござります。

○寺田熊雄君

現実の問題として、武富士でさえ

も一年間に店舗を倍増したということが最近の有

価証券報告書に出でております。先般武富士の社長

が自肅するということを記者会見でおっしゃった

ようですね。武富士といえども、いまは大体営業

を出しています。またこの武富士でさえもかなり

厳しい取り立てをやつておる。

ですから、そういう全般をにらんで、現実はこ

れは少し度が過ぎておるぞとお認めになつてお

のか、単に理論的にはあなた方はもし害悪を助長す

れば抑制すると言われるのか、現実をどう見てお

るかということをお答え願いたいんです。

○政府委員(宮本保幸君)

まさに先生御指摘のと

ころは非常によく私も理解できるところでござ

ります。それから店舗にいたしましても、一年

間で倍になるというような状況でございまし

ます。また職員数にいたしましても、大変な激増ぶりで

あるということでお考えになつています。

それで、現実に社会悪が

出ているかどうかは別といたしまして、このよう

な余りにも急激な膨張ぶりにつきましては、私ど

もといたしましては、率直のところ、大変危惧の

念を持つておるわけでございまして、したがいま

して、金融機関等に対しましても、こういうふう

な非常に急激な膨張をしているようなサラ金につ

きましては、十分慎重であるべきだというふうな

ことを注意いたしておるわけでございますが、現

在、私どもは貸金業者に対する監督権限が非常に

少のうございます。今回の法律を成立させていた

だけますれば、それに基づきまして早速適宜指導

してまいりたい、こういうふうに考えております。

○寺田熊雄君

ちょっと問題がわが田に水を引く

議論のようで、貸金業者を指導監督するのいやな

くて都銀や生保に對して十分指導監督してほしい

ことを注意いたしておるわけですね。

○寺田熊雄君

御指摘のとおりでござ

いまして、かねがね指導はいたしておるわけでござ

りますけれども、この法律の成立を機に改めて

議論のようで、貸金業者を指導監督するのいやな

くて都銀や生保に對して十分指導監督してほしい

と、こう言つておるんです。

○寺田熊雄君

ちょっと問題がわが田に水を引く

議論のようで、貸金業者を指導監督するのいやな

くて都銀や生保に對して十分指導監督してほしい

と、こう言つておるんです。

○政府委員(宮本保幸君)

お考えになりますか。

○政府委員(宮本保幸君)

御指摘のとおりでござ

りますけれども、この法律の成立を機に改めて

議論のようで、貸金業者を指導監督するのいやな

くて都銀や生保に對して十分指導監督してほしい

と、こう言つておるんです。

○寺田熊雄君

お考えになりますか。

○政府委員(宮本保幸君)

ざいますように、誇大広告という点につきまして十分慎重な御趣旨も出ておるわけでございまして、私どもいたしましては、この法律が実施の運びに至りますれば、法の趣旨に沿いまして協会等を通ずる指導も強化いたしまして、余り過度な宣伝にならないよう指導いたすことによりましておのずから広告宣伝費も抑制されるのではないか、こういうふうに考えております。

○寺田熊雄君 次に、提案者をお尋ねいたしますが、先般の当委員会の審議で十分御理解いただいたと思うんですけれども、私どもとしましては、四十三条は大変な毒薬であるという認識を持っております。

提案者の御説明によりますと、四十三条を適用する事件は、たとえばサラ金の調停事件の新受件数を見ましても、最近の数は一万六千件ほどであるという御意見でしたね。これがちょっと違うんですね。最高裁の民事局長にはつきり確認いたしましたと、五十六年十月から五十七年の三月まで半年間のサラ金調停新受件数が一万六千八百六十二件であるというのです。これはちょうどその倍数が正しいわけです。これは半年間なんですね。しかもサラ金業者の方から払ってくれということを訴える件というのはないわけです。というのは、利息制限法超過の利息は請求できませんからね。訴訟というのは、原則として、債務者の方から、利息制限法を適用いたしますと、すでに超過利息は元金に繰り入れられて元金はもう完済されておるよ、あるいは三年もたてばあなたの方は元金はなくなつているのだと言つて、示談で解決するのが調停や訴訟に持っていく事件の何十倍もあるわけです。だから、あなた方は、こういう最高裁の判決が非常に多いんです。

それと、この間もお話ししましたように、私どもがサラ金業者にかけ合つて最高裁の判例を盾に、君のところは百万円の元金だけれども、利息がよくに払い過ぎておつて三十万円になつていませんよ、あるいは三年もたてばあなたの方は元金はなくなつているのだと言つて、示談で解決するのが調停や訴訟に持っていく事件の何十倍もあるわけです。だから、あなた方は、こういう最高裁の判

例によって救済を受ける人は全体の数から見るときわめてわずかだという論拠で四十三条の効用を宣傳にならないよう指導いたすことによりましておのずから広告宣伝費も抑制されるのではないか、こういうふうに考えております。

○寺田熊雄君 次に、提案者をお尋ねいたしますが、先般の当委員会の審議で十分御理解いただいたと思うんですけれども、私どもとしましては、四十三条は大変な毒薬であるという認識を持つております。

提案者の御説明によりますと、四十三条を適用する事件は、たとえばサラ金の調停事件の新受件数を見ましても、最近の数は一万六千件ほどであるという御意見でしたね。これがちょっと違うんですね。最高裁の民事局長にはつきり確認いたしましたと、五十六年十月から五十七年の三月まで半年間のサラ金調停新受件数が一万六千八百六十二件であるというのです。これはちょうどその倍数が違つたわけです。サラ金でも一千万円も貸す業者が違つたわけです。そういうのは中小企業にあります。中小企業に対して一千円を貸す場合に、一〇%の利息の差というのは中大企業にとつては死活的な問題になるわけです。ですから、四〇%になればこの問題は解決するというような御議論が私ども聞いておつて実際ありましたけれども、とんでもないことで、依然としてやつぱりグレーゾーンというものは継続するわけです。そういう点、提案者の御認識にはまだ十分でないものがある。

ここに、四〇%の利息を実現する本当のお気持ちが提案者の皆様方にあるかということを調べてみますと、昨年の五月七日の衆議院大蔵委員会の論議を見ますと、あなたの御自身が反対する中小の金融業者に対して、いや、これをやるということは書いてないから安心しなさいと言つて、あたかも実施するお気持ちがないかのようなことをおつしやつてなだめていることがありますね。正確なも

のは会議録をお読みくださるとわかりますけれども、本当に実施するお気持ちがあるのかどうか。それじゃ御発言はどういう趣旨でおつしやつたの

か。

それから取り立て規制が非常に抽象的に過ぎないよう、一家が解散する、事業が倒産する、あるいは夫婦が離別しなきいかぬ、あるいは一家心中しなきやならぬ、そういう悲惨な人間を救う手だてというのはあの最高裁の判例しかないわけですよ。そういうことをだんだんと申し上げて、最終的に椎山委員の御質問に対しても、よく問題点がわかつたので、参議院で十分御審議願つてということをおつしやいましたね、あなた。その問題もあります。

それから何よりも、上限金利を四〇%とした場合にグレーゾーンはなくなつてしまつという御意見がございましたが、これも実は大間違いなんです。というのは、利息制限法では百万円以上のものは一割五分というのが最高の利息でありまして、これが遅延損害金になつても三割なわけですね、倍額を許されるので、三割と四割では一割も違つたわけです。一千円でも貸す業者が違つたわけです。一千円でも貸す業者が違つたわけです。一千円を貸す場合に、一〇%の利息の差というのは中大企業にとつては死活的な問題になるわけです。ですから、四〇%になればこの問題は解決するというような御議論が私ども聞いておつて実際ありましたけれども、とんでもないことで、依然としてやつぱりグレーゾーンというものは継続するわけです。そういう点、提案者の御認識にはまだ十分でないものがある。

ここに、四〇%の利息を実現する本当のお気持ちが提案者の皆様方にあるかということを調べてみますと、昨年の五月七日の衆議院大蔵委員会の論議を見ますと、あなたの御自身が反対する中小の金融業者に対して、いや、これをやるということは書いてないから安心しなさいと言つて、あたかも実施するお気持ちがないかのようなことをおつしやつてなだめていることがありますね。正確なも

う過程において好ましからざる業者というのは漸くわざわざがだという論拠で四十三条の効用を宣傳にならないよう指導いたすことによりましておのずから広告宣伝費も抑制されるのではないか、こういうふうに考えております。

○寺田熊雄君 次に、提案者をお尋ねいたしますが、先般の当委員会の審議で十分御理解いただいたと思うんですけれども、私どもとしましては、四十三条は大変な毒薬であるという認識を持つております。

提案者の御説明によりますと、四十三条を適用する事件は、たとえばサラ金の調停事件の新受件数を見ましても、最近の数は一万六千件ほどであるという御意見でしたね。これがちょっと違うんですね。最高裁の民事局長にはつきり確認いたしましたと、五十六年十月から五十七年の三月まで半年間のサラ金調停新受件数が一万六千八百六十二件であるというのです。これはちょうどその倍数が違つたわけです。一千円でも貸す業者が違つたわけです。一千円でも貸す業者が違つたわけです。一千円を貸す場合に、一〇%の利息の差というのは中大企業にとつては死活的な問題になるわけです。ですから、四〇%になればこの問題は解決するというような御議論が私ども聞いておつて実際ありましたけれども、とんでもないことで、依然としてやつぱりグレーゾーンというものは継続するわけです。そういう点、提案者の御認識にはまだ十分でないものがある。

ここに、四〇%の利息を実現する本当のお気持ちが提案者の皆様方にあるかということを調べてみますと、昨年の五月七日の衆議院大蔵委員会の論議を見ますと、あなたの御自身が反対する中小の金融業者に対して、いや、これをやるということは書いてないから安心しなさいと言つて、あたかも実施するお気持ちがないかのようなことをおつしやつてなだめていることがありますね。正確なも

う過程において好ましからざる業者というのは漸くわざわざがだという論拠で四十三条の効用を宣傳にならないよう指導いたすことによりましておのずから広告宣伝費も抑制されるのではないか、こういうふうに考えております。

○寺田熊雄君 大変残念ですが、委員長から与えられただけ早い機会に四〇%の設定ができますよう願望をしておる者の一人であります。

○寺田熊雄君 提案者の大原先生にお伺いをします。

前回の質問の際に私は——この法案が研究、立案されましたのが三年前で、昨年衆議院を通過し、自來、参議院側では三回にわたって審議をしてきましたけれども、私としてはできるだけ早い機会に、先生もさつき御指摘ございましたように、実態金利が非常に高いものになつておりますし、それを漸次この法案によって引き下げていき、で

きるだけ四〇%のラインに近づけるように努力していかなければなりません。この法律は、その高いのは全部一律にカットしていくんだと、低

いから、大原先生にお伺いしますが、どういう

そこで、大原先生にお伺いしますが、どういう

点が大きく変化したのか、あるいはこの一年間の審議を通して、さらに改善の余地があるのではな

いかというふうな問題点があるだろうと思うんで

○鴨山篤君 これから、現在もそうですが、庶民金融業の協会あるいは連合会といふもののあり方が問わなければならぬと思うわけです。当然、自助努力によつて体质を十分改善されることだろうと信じます。

にはいかねんだろうとは思いますが、典型的なところをピックアップして税務調査をなされたと思うんですけども、その点についての感想といいますか、これから問題のあり方、この三つについてとりえずお答えをいただきたいと思います。

の確認以外の意見を付させるることにつきましては、こういう社会、政治体制のもとでは慎重に考えていく必要があるのではないかというふうに考えております。

わけです。これから大蔵大臣の所管になるわけですが、相当意を決して対応をしなければサラ金禍を排除することはできないし、これだけの社会的問題になつておりますものを正常なものに回復することは非常に困難だと思うんです。
そこで、大蔵大臣として、よほよこして貰ひ

— 1 —

そこで、問題を明らかにしてもらいたいんですね。が、本法の登録の申請というのは、一定の書面が整っておりますと申請を受け付けなければなりませんし、登録の拒否も困難になるわけですね。そして、私は前々から申し上げているわけですが、少なくとも届け出制が登録制になるわけですから、その段階、言いかえますと、開業の段階で十分に庶民金融のあり方をチェックしていく、このことが必要だろうということを述べてきたわけです。書面が不備の場合はともかくとして、書面さえ整っていれば、いかなる人でも拒否ができる会社でもよろしい、何ら制限がないわけですね。そういうことについての一定の資格要件というふうなものも必要ではないかということを申し上げているわけですが、その点についてまず一つ。それからもう一つ、そういう登録申請というのはこれからたくさんあるだろうと思いますが、大蔵大臣なり都道府県知事の能力ではとても審査は不可能に近いと思います。そこで、私は貸金業協会の体质改善、強化と相まって、そこで予備的な書類の指導をする、実質審査をする、それを経由して大蔵大臣なりあるいは都道府県知事に登録申請を出す。このことが、開業するに当たって、登録をするに当たって一番スタートになる点であろう、というふうに思って指摘しているわけですが、その点についてのお考え方を二つ目にお伺いをしておきます。

それから三つ目に、いろいろ衆參両院で議論をされてきましたし、また私も先ほど申し上げたわけですが、当然国税庁としては問題がたくさんありますと申し上げておられるわけですから、すべての業者、業界というわけ

○政府委員(宮本保寿)　まず第一点の登録を受け付ける前に十分実態調査をした上で、不適正なものは登録を拒否すべきではないかというふうな御意見、「もつともな御意見かとも思います」が、ただ何れ貸金業の届け出数が現在二十万件を超えているわけでございまして、そのうち幾ら登録申請していくか予測がつきかねますけれども、いずれにいたしましても、大変膨大な数になるのではなかということとてござりますので、事前に現在の行政体制のもとで審査を行うことが非常にむずかしかろうと思うわけでございまして、私どもといたしましては、形式的な登録要件を備えているものにつきまして、登録を受け付けた後の実態の把握等につきましてできるだけ十分いたしました上で、取り消すものがあれば取り消していくといふふくなごとで対処していくのが、現実的な手法ではないかというふうに考えておるわけでござります。

それから第二点でございますが、別途協会等、事前に別の組織でチェックをしたらどうかというふうなお考え、これも一つのお考えかとも思うわけですが、現在庶民金融業協会自体は非常に組織率も低く、事務局がきわめて小人数であるというふうな点から考えますと、なかなか貸金業協会に法律をもつて直ちにそういうふうな業務を行わせることが適当であるかどうかという問題があるわけでございますが、こういう協会の体制が整備されまして、登録事務を補助させることができると認められるような段階になりますれば、場合によつては御提案のようなことを實際上行つていくことも一つの手法かな、こういうふうに思つわけでございます。

ただ、仮にそのような場合でございましても、協会自体が登録申請事項の内容につきまして事実

さて、業種分類をして見てあるおれにててございまことに取り上げて充実した調査をするということに努力をしておるわけでござります。

最近の調査事績を若干、法人と個人で申し上げますと、法人税につきましては、五十六事業年度で見ましても、約千百件余り調査をいたしておるわけでございますが、全体として申告漏れ割合なしは一件当たりの申告漏れ所得、相応のものが上がっておりますけれども、注目すべきは不正申告額でござつたものの一件当たりの不正申告額、これが一千二百万円余に達しておりますわけでござりますけれども、ほかの業種に比べてもこの一件当たりの不正所得が多いということが注目されるわけでございます。

また、所得税につきましても、五十五年分で約五百八十件ほど調査をしておるわけでござりますが、一件当たりの申告漏れ所得六百万円というところでございまして、所得税のほかの業種に比べると相当申告漏れ所得が高いんではないかと、こう思うわけでございます。

從来、毎年の調査を積み重ねて、課税上問題があるということで重点的な調査対象に取り上げたわけですが、一件当たりの申告漏れ所得六百万円といううことでございまして、所得税のほかの業種に比べると相当申告漏れ所得が高いんではないかと、こう思つておるわけでござります。

○鴨山篤君 最後に大蔵大臣にお伺いしますが、この法案を共同提案をする過程では、大蔵省、政府が法律案を提案するとは言いませんでしたけれども、それも一つの方針だということで検討されることはあったわけですが、現実に業態が非常に多様化しておりますし、また庶民金融の数も多い

○國務大臣(竹下登君) これはまさに歴史的には長い経過があつたと思います。これの問題につきまして、ベストではないがベーターなものとしてでも一つの合意を得ようではないかというような各党間の努力もなされましたし、私どもも、あるいは大蔵大臣であるとき、また党に帰りましたときも、その間の与野党の折衝をお手伝いしたり、そういう非常に経過を持つ法律案でござります。したがつて、これが成立を見たという前提におきましては、国会でなされましたものとの議論等を踏まえまして、これの執行に当たりましては、実際問題、私も当初考へておりましたが、人員の配置の問題でござりますとか、いろいろわが方にむずかしい問題も——むずかしいという表現は適切ではありません。わが方にもかなりの努力を必要とする問題もござりますし、また地方自治体を始めとする関係者への御協力、さらにそれに基づく政省令等の作成、それらについて、まさに立法の趣旨を体しながら一生懸命取り組んで、少なくともこの時点において議論されました問題点が、悪い方向で起きることのないような対応には精いっぱいの努力をしなければならぬではなかろうかと、いうふうに考えております。

むしろ、これができますまでの長い過程を見ますと、いかにも議員立法というのはこういう考え方の積み上げの結晶というものかなという、政府側に立つてみると、そういう角度に立つての院のあり方等についての高い評価、こういうものもしておるということをつけ加えさせていただきま

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

○塩出啓典君 最近特にサラ金に関するニュースが新聞にぎわ正在るわけであります。自殺とか家出が急増しているようになります。最近は被害者に女性が多いとか、金額が非常に多額になつてきておるとか、それからサラ金だけではなくに、ほかの金融機関からもいろいろ借りている、そういうような例が多い。こういうようなことが言われておるわけであります。警察庁としてはどのように感じておるのか。急にふえたのか、あるいはもともとあつたものが顕在化してきたものなのが。どのように感じておりますか。

○説明員(仲村規雄君) お答え申し上げます。私どもの承知しておりますところによりますと、最近とみにサラ金をめぐる被害者が大変ふえてきておるというように感じてきておるところでございます。

○塩出啓典君 最近の新聞を見ましても、ピンはね業ということができた。これはサラ金に借りているのに、より安い業者を紹介して、そこでピンをねるとか、それからまた大手のあるサラ金がありがわりをということで、あちらこちらから借りまくっている人を呼びかけて、そういうのに肩がわりをするとか、あるいはサラ金の相談に弁護士のところへ参りましても一ヵ月ぐらい待たされれる、そしてダーフヤが横行して、その人に頼んで金を払えばかりに順番をとつてくれて早く相談ができるとか、こういうようなことが非常に報道されておるわけであります。

このような被害の発生を少しでも減らすように速やかな手を打つのがわれわれ国会の責任であつたわけであります。そういう点が非常におくればまつて、サラ金規制法というものが今日まで成立を見すにきておるわけであります。そういうわけで、早く規制法をつくれという、こういう意見が一つある。それともう一つは、いまのサラ金は手ぬるいじゃないかという、こういう二つの意見があるわけであります。

そこで、私は提案者にお尋ねをしたいわけであります。いわゆるサラ金ピンはね業、肩がわり

をするような商売が起る理由はどこにあるか。普通は、そういうふうなたくさん借りているような人は避けたまに貸すというのが普通のいまでの商売じやなかつたかと思うんですね。たくさん借りていて返済能力のないそういう人を選んで金を貸すという、しかもある大手のサラ金業者がそういうことをやつておるという、こういう私たちの常識から考へると考えられないことが起きる原因はどこにあると思いますか。

○衆議院議員(大原一三君) 私も実態がよくわからぬであります。どういう場合にピンはねするのかですね。先生おっしゃるのは何か新聞に出でたことがありますね。金利が安いからおれの方で借りろと言つて、大手が人の貸しているのを自分の方にすりかえていくという実態があつて、それを自らするように業界が申し入れたとか申し入れないとかいう新聞を私も読ましていただきました。これはいま申し上げますように、サラ金業界というのは全く秩序のない非常に戦国時代みたいな業界でありまして、この法案によりますと協会というものをしつかりつくつて、大蔵大臣、県知事に協力をさせるという条項も入つております。しかし、銀行局長が言いましたように、業界の体制といふものもまだ非常に幼稚であつて、そういったことについてもリーダーシップを持てるような仕組みになつてない。こいねがわくは、この法案によりまして協会なるものが新しく再編されるわけでござりますから、それに對する県知事なり大蔵大臣の指導監督なるものも行われるわけでありますから、でき得べくんばそういうこれから協会のあり方によつてそいつた問題も排除できるんではないかというふうな感じがいたしました。

ただ、先生がおっしゃつてあるのが大手であるかどうかよくわかりませんが、私はちよつともうけ過ぎだと思うんですね、いまの業界の実態はとにかく一千数百億貸して百何十億もうかるといふのはちよつともうけ過ぎであります。そつちの方はそれで金利は幾らか安いのかといいますと、

そう安かないわけでありまして、こういつた無秩序な状態の中でひとつコントロールをしていく、という法案でござりますので、できるだけ早くこの法案を通していただいて、そうした体制整備にできるだけ早く移行すべきであるという考え方であります。

○塩出醫典君　ここで大蔵大臣にお尋ねしますが、サラ金というものについて大蔵大臣のお考えを聞いておきたいと思つてあります。

よく人の中にはサラ金なんて言うな、高利貸と言えということですね。サラ金には余りいいやつはいないんだ、そういうように非常に非常にサラ金といふものを要する者の見本のように考へている人もいるわけであります。しかし私は、時代が変わつてきたわけですから、サラ金というのも必要な産業であつて、サラ金即悪であるというそういう考え方はちょっと古いんじゃないか。健全なサラ金また庶民が金を借りやすくなるということは、少々お金がなくても庶民が消費をするですから、G.N.P.の成長にも影響してきてるんじゃないか。そういう意味で私は、サラ金というものはこのように健全なサラ金を育てるべきである、そのように理解をしているんでありますが、大蔵大臣のお考え方について聞いておきたい。

○國務大臣(竹下登君)　私は庶民金融とでも申しましようが、これが実際問題わが国の金融制度の中で必要であるということは——これはいささか私見にわたりますが、よくサービス部門の自由化等の議論が行われます際に、外国の金融制度とわが国の金融制度の運営の相違とでも申しましようが、そういう議論をいたしますと、言つてみれば、預けた者が悪いんだ、仮に金融機関が倒産いたしますと。それから倒産すればその経営者が悪いんだ、こういう傾向が強くて、日本ほどある意味において預金者保護あるいは被保険者保護、投資者保護、こういう精神が徹底した一つの伝統となつて存在しておる国はないような感じも時に受けるわけであります。

要するに、預金者保護という問題からしますと、

当然今度は金融の健全性ということが出てきて、手続がより健全ならしむるために煩雑になり、そしてこれは業を行ふものにとってはまだできるだけ手数もかららないものが対象になりがちである。という一つの傾向を持つ背景がそこにあるんじゃないのか。そうすると、職業選択の自由の問題はもちろんあります。そこに必要なものとしての庶民金融というものがあり得るんじやないか。それをできるだけニーズに適応させるというところに、あるいは漁協の信用部とか農協の信用部とか信用組合とか、郵便局の問題は、貯金預金担保でございますので、若干の相違はあるにいたしましても、そういうものがそれらのニーズにどう対応していくか。それでもなおニーズに対応するためには、庶民金融というものの存在はそれなりの社会的意義というものを持つておると私は思っております。したがつて、現象的に見られるいろいろな悲劇等を生むような状態をもつて、すべて悪いであるという断定の仕方は、私も好ましい断定の仕方ではないと思っております。

したがつて、本来政府の責任でこの法律をつくるべきであるという議論も、当然何遍も行われてきたわけでございますが、非常に多岐多様にわたり形態の中でもむずかしい問題がある、そういうところを議員立法というもので議論され、一つの結論が出、それを政府の命ぜられた範囲内における行為によつて正当化していけば、さらにイコール悪という物の考え方は、より払拭されていくのではないかろうかというふうな基本認識を持っております。

かということは、少々の貸し倒れがあつても高金利であるからどんどん貸しまくった方がもうかる、そういうところに一つの原因があると思うのですね。

先般の委員会で上田参考人はこう言われました。ともかく日本人というのは借りたものは返すというんで、もう九五%は必ずほうつておいても返す、その五%のうちの半分は二、三回督促さえすれば返す、五%のもう半分の一・五%が最後は返せない、なかなか返せなくて困る人が出る、だから貸し倒れ率というものは三%であるということをこの前言われたわけですね。三%以内である。

もちろんサラ金の大手、中手、小規模といろいろ大きさはあると思うんですけれども、最近貸し倒れ損失が非常にふえておるわけですから、もう少し貸し倒れを起さないよう努力をされるという制度にした方がいいんじゃないかと思うんであります。いま日々貸し倒れが出ても高金利で貸し方があがもうかるんだ、いまそういう態勢になつておるわけで、そういう点を考えたらどうかなと思うんですが、この点はどうですか。

○政府委員(宮本保孝君) サラ金に限りませぬで、一般的に私どもが償却を認めますのは、ルーズとか安易に流れているわけでは決してございませんで、銀行局の検査部の厳重な審査と、それから国税当局との話し合いのもとで個々の案件につきましては十分な償却を行っていくことは、これまた一方、金融機関の健全性の見地からいっても必要なわけでございます。

しかし、いざれにいたしましても、そういう損失が起きないような状況で貸金業者が融資することもまた必要でございます。したがいまして、その消費者の信用調査等につきましては、現在いろいろと情報の機関があるわけでござりますけれども、そういう信用調査機関なども、今後法律の成立後は、十分また業界での話し合い等によりまして、そういう充実した信用情報機構等が育つていくことなどを通じまして、貸し倒れ損失のできるだけ発生しないような方策を講じていく必要がありますし、私どもいたしましても、そういう方向で手助けをしてまいりたいと、こう思っております。

○塩出啓典君 それから衆議院においては附帯決議がつけられたわけであります。これは恐らく消費者保護の観点からさらに一步前進していくなければならない、こういう意味で三つの附帯決議が

つけられたわけであります。この附帯決議の第一はアウトサイダーに対する指導。それから第二はいわゆるたらい回し的に他の貸金業者から金を貸りて、そして自分の方の債務の弁済を強要するということをしてはいかぬ。それからもう一つ三つ目。

このようないことが言われておるわけでありますか、大蔵省としてはこういう点は指導できるのかどうか、その点を伺つておきたい。

○政府委員(宮本保孝君) この附帯決議の内容すべてごもっともなことでございまして、第一の問題、それから第二の問題、第三の問題、いずれも御趣旨の線に沿いまして行政指導をすることが可能でございますし、その実効を期するような方策を実施までに考えてまいりたいと、こう思つております。

○塩出啓典君 それから先ほど申しましたように、サラ金も経営の中身はガラス張り、こうならないことはいけないと、こう思います。先般の上田参考人は、サラ金業者の言うことは余り信用できないと、こういうことを言われたわけでありますか、こういうことでは非常にいけないんじゃないのか。もつと信用できるサラ金になつてもらわなければならぬ。

そういう意味で、特に現在上場されていない企業でも株式の店頭取引が行われている場合は有価証券報告書が義務づけられているようであります。が、サラ金業界ではこれに該当するものはどれくらいあるのか。

また、銀行との対比において大手サラ金四社の収益状況を見ると、経常利益でも大手銀行並みの企業は当然上場すべきではないか。大蔵省としても上場すべく指導していくべきだと思うが、その点のお考えを聞いておきたいと思います。

○政府委員(水野繁君) 先生御指摘のとおり、店頭登録会社には有価証券報告書の届け出義務がございます。店頭登録会社というのは五十八年三月で百八社ございます。このおののにつきまして、

消費者金融を会社の目的としている、ないしは事業内容としているもの、これを調査いたしましたけれども、五十八年三月末現在ではゼロでございます。

○政府委員(宮本保孝君) 大きなサラ金業者に対して上場を指導すべきではないかというふうな御指摘でございますが、株式会社の株式を上場するかどうかにつきましては、証券取引所の定めます上場規程に基づきまして、それぞれの企業が独自に判断すべきものと考えられるわけでございます。

で、私どもはこの上場につきまして、貸金業者に対する指導いたしまして、これを促すというふうなことはちょっと適當ではないのではないかと、いうふうに考えております。

なお、その御質問の趣旨が、サラ金業者に対しまして十分な監督を行つべきであるということでおさいますすれば、本法施行後におきまして、本法において過剰貸し付けの防止というのが規定されておりまして十分な指導を行つてまいりたいと、こう考えておるわけでございます。

○塩出啓典君 それから本法律案の第三十条において過剰貸し付けの防止というのが規定されておるわけでございますが、何を基準として過剰貸し付けとするのか、支払い能力の有無の基準はどうなるのか。しかもこの過剰貸し付けには罰則がない。これは提案者にお伺いいたします。

○衆議院議員(大原一三君) これは大分議論のあつたところでございまして、せんべつてからもこの規定が非常に抽象的でわかりにくいというお話をございますが、これはとにかく相対の話であります。これはやっぱり社会一般の通念で解釈する以外にはないのではないかというふうに考えておられます。これはやつぱり社会一般の通念で解釈する以外にはないのではないかというふうに考えておられます。この罰則規定がこれについてではないわけありますので、何を過剰だと言うのか、貸したときは過剰じゃなかつたけれども返済すると

きものであると、かように考えております。

○塩出啓典君 それから取り立て規制の問題でございますが、これは警察庁にお尋ねをいたします。

先般もテレビで見ておりましたら、あるサラ金に追い立てられて家出をしたというそのニュースで、ぱっとテレビに写つたのがその人のアパートの前のビルで、大きな字で、ここでは言えないような言葉が書いてあって○○商事、こういうビルを張りつけておつたわけです。そういうようなのは、現在の法体系のもとで取り締まるのか、もちろん暴力は取り締まると思うんですがね。さらには、この二十一条によつてどこまで広がるのか。この点はどうでしようか。

○説明員(仲村規雄君) 現在の警察といたしましては、貸金業者の不法な取り立てに関しては、刑法の脅迫とかあるいは恐喝、暴行傷害罪、あるいは暴力行為等処罰二関スル法律、こういったもの適用いたしまして検挙してまいつたところでございます。お話をのようにビルを張りつけておるというような行為につきまして、残念ながらまだ検挙した事例についての報告は受けておりません。

ただ、新法によりましてどうなるかということをござりますが、現在刑法等で問擬できないような問題につきまして、あるものにつきましては、新法の二十一条を適用いたしまして検挙できるものもあるとは出てくるのではないかなど、こう思いますが、ただ、今後の事案につきまして実態に即して判断しなければなりませんので、直ちにここでどういうものが該当するということはちょっと申上げられないところでございます。

○塩出啓典君 いま言いましたように、たとえばある女性がおりまして、その女性のアパートの前にたとえばこの悪女、○○商事と、こう書いたビルを張つた場合、これは警察に届け出れば、たとえば軽犯罪法か名譽棄損かなんかに該当するものはあるんですか。いまではそういうのを張られて仕方ないんですか。いまどうなんですかね、そ

○説明員(仲村規雄君) 先ほど申し上げましたように、ただいままでそういうといったビラを張った行為につきまして警察が検挙したという事例はございません。ございませんが、ただ先生おっしゃるとおり、内容によっては名譽棄損になることもある

いは考えられますし、またみだりに他人の家屋にビラを張るということで軽犯罪法の一条の三十三号、それに該当するものもあるいはないとは言え

ない、こういうことでござります。

○塩出馨典君 これは大蔵省にお尋ねいたしますが、今度二十一條ができる一步前進しなければ余り意味がないと思うのですけれどもね。この法律の施行においてたとえばいま言つた行為ですね、今までの御答弁では、余り具体的なことを書く頭のいいサラ金屋さんがいてその網をかいくぐるから、そのときにまた法律改正するとめんどうさしいから、そういう細かいことは法律に定めないで何らかほかの方で規制をするというのですね。そういうことができるのかどうか。もちろん借りたものは返さなくちやいけないと私は思いますがね。だけど、いま言つたように、その人がもうそこにおれなくなるような家出をしなきやならぬようなそういうやり方というのは、やっぱり規制をしなければ、この法律は一步前進と評価するにしては非常にむずかしい状況になると思うのですがね。その点はどのようにお考えですか。

○政府委員(宮本保孝君) 先ほどもお答え申し上げましたが、確かに法律によりましてそういう規定を置くことが大変いろんな問題がございますのでむずかしかろうということは申し上げました

が、今後政省令、通達をつくる段階におきまして、行政的にそういうふうな法律に盛られました趣旨が実効が上がるような方向で行政的な対応をしてまいらなきやいけないというふうに私ども考えているわけでございまして、政省令、通達、どの段階になるかは別といたしまして、そういう行政指導の段階におきましては、具体的なこともできるだけ示いたしましてその具体的な指導というものをしまりたいと思つておりますし、またいろ

いろな情報等が今後は私どもにも集まつてくるで

ございましようから、警察等を初め、関係省庁と

もよく連絡をとりながら法律の趣旨が十分生かさ

れるような対応の仕方を考えまいりたい、こう思つておるわけでござります。

○塩出馨典君 これは大蔵大臣に要望しておきましたが、大蔵大臣、私はこの強制取り立てについては、こういうことはちやいかぬとここに歎どめをびしつとかけることが、これは非常に大事だと

思うのですよ。もし借りたものを返さないならばちゃんと冷静に裁判なりそういうものをもつて取

り立てればいいのだから、それを暴力とかおどしとか、そういうようなことでともかく取るというようなそういうような行為を許すならば、業者も非常な過剰貸し付けにも走るわけで、そのあたりを厳しくしておくと、これは貸すときにも注意せんと取れなくなるぞ、そういうことで、二十一條を厳格にやるということは、この過剰貸し付けなりそういうものを防ぐことにも逆になつてくるのじやないかと思うのですがね。その点はひとつ、いま銀行局長からお話をありましたように、この法律の趣旨が生かされるように行政当局において努力してもらいたい。この点をお願いしておきます。

○國務大臣(竹下登君) これは銀行局長からもお答えを申し上げましたが、その趣旨はしかと承らしていただきまます。

○塩出馨典君 それで、このサラ金の被害をなくするには、借りる方も悪いといいうか無知というか、そういう点が非常にあると思うのですね。また現在ならば返還請求もできる、そういうことも知らないで苦しんでいる人も非常に多いわけであります。そういう意味で、私はこの法律をつくることも大事ですけれども、さらに国民にPRをし、国民がそういう悪い人にだまされないように、このようにしていくのも私は政府の努めではない

かと思うのですね。

各地の弁護士会等で、広島でもやつております

が、サラ金の一〇番とか、こういうものをつ

くつていろいろやつておるわけですが、私は国に

おいても地方自治体においても、テレビでもつと

PRするとか、PRというのは、サラ金業者のP

Rではなしに、こういうようにすればいいんだと

いうことです。業者のPRばかり先立つて、本当に賢明な生き方というか、サラ金救済はこういう道があるとか、こういうようなPRにもつとぜひ政府は努めるべきじゃないか。これは大蔵省の問題でないかもしれません、中曾根内閣の重要な閣僚の一人である大蔵大臣としても、このサラ金法案の審議の経過を踏まえて、法律を通すだけじゃなしに、国民へのPRというか、そういうものに取り組んでもらいたい。この点をお伺いして質問を終わります。

○國務大臣(竹下登君) これは政府には政府広報というものがござります。これがよしんば議員立法であろうとはいえ、責任を持つて政省令をつくり、そして執行の責任に当たる。大蔵省といつても、これのPRにつきましては、万全を期まして、このPRにつきましては、少なくとも行政当局としては責任ある教諭をお示しすることができないというこ

とを再々申し上げておるわけでござります。

○近藤忠孝君 最初に銀行局長に質問いたしましたが、適正金利についての質問、いろいろありますたが、どうも答弁がよくわかりませんですね。問題は二つあると思うんですよ。

一つは、局長言うとおり、貸す側と借りる側との資金の需給関係、それからもう一つは、貸す側のコストの問題。確かにこの需給関係についてはなかなかつかみづらいものがあると思うんですけど、上田教授の試算というのは、大体かなり零細なところ、従業員三人ぐらいのところで出している

でしょう。

私が聞いておるのはその一つの試算ですね。だから具体的に言ってほしいんです。人件費が

ちょっとと安過ぎるとか、あるいは貸し倒れが少な過ぎるとか、これはわかるはずです。現にこれはもうすでに前から論文が出ておることです。

それからすでに一ヶ月以上も前の三月三日に

過ぎるとか、これはわかるはずです。現にこれは

それからすでに一ヶ月以上も前の三月三日に

過ぎるとか、これはわかるはずです。現にこれは

もうすでに前から論文が出ておることです。

それからすでに一ヶ月以上も前の三月三日に

過ぎるとか、これはわかるはずです。現にこれは

もうすでに前から論文が出てお

してないんですか。

○政府委員(宮本保孝君) 従来の私どもに与えられました権限のもとにおきましては、なかなか調査というものにつきましても行き届きにくい面があります。

○近藤忠孝君 じゃもう一つ別の角度から聞きますが、局長は一応その上田私案について貴重な意見として拝聴したというので、全然これがインチキな数字じゃないということはそれなりに評価していると思うのですね。ですから、これが間違った数字だという根拠もないでしょう。

○政府委員(宮本保孝君) 間違つたということは何とも申し上げられないわけでござりますけれども、まことにこれを基準にいたしまして行政がでるべきの数値であるとは申してもいいわけでござります。

○近藤忠孝君 私、別にそれによって行政をやれといふことじやない。上田教授の試算はたとえば三〇・九%です。わが党は四〇%という考え方を持っています。その差はあつていいんですけど、行政というのは。

だから、私が聞きたいのは、上田教授の出した金利によつて倒産する、営業できていけない業者がどれほどおるのか、逆に言えば、大部分はやつていいけるのじやないでしようか。その点どうですか。

○政府委員(宮本保孝君) 率直のところ、私どもが実態調査をいたしましたが、なかなか悉皆的な調査もできにくうございまして、ここでもつて上田先生の数値を基準にいたしましたが、なにか悉皆的な具体的なお答えをする資料といいますか、判断材料を持ち合わせてはおりません。

○近藤忠孝君 ということは、ますます国会としても、これは委員長に申し上げますけれども、集中的にこの問題を議論する必要があるということを

私は申し上げて、これ以上質問しませんから、大変残念ですけれども、次に入ります。

そこでもう一つはこの暴利の問題ですが、資金量ではきわめて少ない、大手銀行に比べて少ない

サラ金業者が大手都市銀行の下位行とほぼ同じ経常利益を出しているという指摘があつたわけです。結局そのかなりの部分が暴利ではないかと。

そこでお伺いをしたいのは、これがごく少数のたとえば暴力團に関係するとか、そういうごく少數の例外的な業者だけの問題ではなくて、現在社会的に問題になつているのは、武富士とかプロミスとか、いわゆる大手四社も含めて業界全体としてそういう暴利が問題になり、特に最近の新聞記事などはよく武富士が出てきますね。週刊誌もにぎわっている。これはきょうの新聞記事ですが、武富士が少年にまで金を貸して、これが検挙されたと、そういうことも出ています。となると、大変好ましくない実態というのは一部の業者だけじゃなくて業界全体じやないか、こう思つてます。

○政府委員(宮本保孝君) 確かに私ども所管しているのが、その点の認識はどうでしようか。

○政府委員(宮本保孝君) 確かに私ども所管しているのは、私どもの感覚から言いまして、大変利益が出て過ぎているという実感は持つておるわけですが、その点の認識はどうでしようか。

○政府委員(宮本保孝君) 確かに私ども所管しているのは、私どもの感覚から言いまして、大変利益が出て過ぎているという実感は持つておるわけですが、その点の認識はどうでしようか。

○政府委員(宮本保孝君) 信用金庫につきましては、さほどという話は聞いておりませんが、相互銀行が比較的出でるということは聞いております。

○政府委員(宮本保孝君) 信用金庫につきましては、さほどという話は聞いておりませんが、相互銀行が比較的出でるということは聞いております。

○政府委員(宮本保孝君) そこで大臣にお伺いしたいのは、このように金融機関から直接あるいは中間のいろいろなペーバーカンパニーなどを通じていて、昭和六十年度で五兆円、現在三兆円経済と言われています。ところが、これが昭和六十年で五兆円、六十五年には十兆円になるかもしれないという、またしよう

○近藤忠孝君 そういう暴利をさらに裏から支えているものが銀行からのサラ金業者への融資の問題だということは、私は前回も指摘しましたし、予算委員会でも指摘されています。

そこで、これは最近「政界往来」という雑誌五月号ですが、その中の「サラ金への融資銀行全リスト」ということで具体的に全部出でているのです、

融資した銀行と金額までね。これは事前に言つておきましたので局長こらんになつたと思いますけれども、これは大体事実に合つてゐるのじやないでしようか。

○政府委員(宮本保孝君) 特に本件につきましては、私どもいたしまして具体的に金融機関に照会をいたしたわけではございませんで、この数値については確認はいたしておりません。

○近藤忠孝君 じゃ、これについては確認していなくとも、大蔵省としては調べる機会があるわけですからね。

そこでお伺いしたいのは、ここで都市銀行で名前が見えてるのは、第一勧業とか太陽神戸銀行、富士銀行などいわゆる都市銀行ですね。あとは相

互銀行、信用金庫が多いんですが、それからもう一つは外国銀行が多いんです。これは私はかなりサラ金業者に対する融資の中の全体的な傾向と思えるのですが、どうでしようか。

○政府委員(宮本保孝君) 個別な話は具体的に把握しておりますが、一般論として外銀の融資が多いということは聞いております。

○政府委員(宮本保孝君) 信用金庫につきましては、さほどという話は聞いておりませんが、相互銀行が比較的出でるということは聞いております。

○政府委員(宮本保孝君) そこで大臣にお伺いしたいのは、このように金融機関から直接あるいは中間のいろいろなペーバーカンパニーなどを通じていて、昭和六十年度で五兆円、現在三兆円経済と言われています。ところが、これが昭和六十年で五兆円、六十五年には十兆円になるかもしれないという、またしよう

○近藤忠孝君 そういう動きもあるわけですね。そして銀行がどんどんこんなに資金を供給していまますと大変な事態じやないか。仮に十兆円にいたしますと、金利が約五〇%になりますね。その当時、五

〇〇%になるか、大体そんなものです。まだ〇〇%にするかしないかわからないわけですからね。そうしますと金利だけで五兆円ですよ。そのうち暴利と思われるものは、私がちょっと計算すると約二兆円ぐらい適正金利を超えるもの、上田教授の計算による適正金利を超えるもの二兆円。こんな金が国民、庶民からどんどん巻き上げられているわけでしよう。こういう事態を大蔵大臣として放置できるんだろうか。現に銀行に対してすでに通達が出ておるようですが、私はいまこそこういう状況を予測して大蔵省としてはきちんととした措置をとるべきではないかと思うんですが、御見解を賜りたいと思います。

○国務大臣(竹下豊君) 再三申し上げるようですが、そこでこういう状況を予測して大蔵省としてはきちっとした措置をとるべきではないかと思うんですね。そこで御見解を賜りたいと思います。

○國務大臣(竹下豊君) ござりますけれども、消費者金融というものに対する現行金融機関のおのずから限界、ある意味においてそこにあつた種の必要性というものが存在し、そしてそれが多様化するニーズの中で好みくない方向へ行つてきた。いまその五兆円、二兆円というものに対する判断は即座には私にはつきません、計算しておりますので。このような法律がベストであるかベターであるかというのではなく、その人の判断によつて異なりますが、このハウスの意思によつて法律ができることによりそれらの弊害が除去されるであろうし、その法律の趣旨に沿つてわれわれもまた、政省令はもちろんのこと、それに対応する努力、執行の責任者としてやつていかぬきやならぬ課題だとうふうに理解をしております。

○近藤忠孝君 私は前に申しましたけれども、四十三条による被書者救済の道をふさぐ大変な悪法であるという面が本法案の一一番中心だと思うのですが、一面、業者に対する規制チェックが前進面と言われておるのですが、私はなかなか期待しないのがじやないかと思うんです。その一つ、これは資金業界にかなりのものを期待しておつて、行政が直接なかなか手を下さないのですね、この法案は。

そこで、大蔵省からいただいた資料によります

と、大体この貸金業界の加入率がきわめて少ないのです。一番多いところ、広島で九・九、一番少ないところ福岡で三・六%です、加入率が。大東京で四%，全国平均で六・九%なんですね。こんなわずかの加入率、だから実際業界を把握し切れているのではないか、こう思うんですが、いかがですか。

○政府委員(宮本保孝君) 御指摘のとおり、協会の運営を通じましてこの指導いたしてくる分野といふのが非常にウエートが高いわけでございます。したがいまして、現在の庶民金融業協会は先ほど申し上げましたけれども、まだ非常に手薄といいますか、組織についても弱い状況でございます。そのために、私どもいたしましては、本法案の実施運営の過程におきましてできるだけこの協会への加入者をふやすような方向へ努力してまいります。ただ、この辺は大蔵省だけではなくても実効を期しがたいわけでございますので、都道府県等とも十分な連絡をとりながら協会加入率のアップに努めるということに努力いたしたいと、こう思つております。

○近藤忠孝君 それは努力する気持ちはわかりますがね、そうしなきやこの法案の目標、目的を達しないわけですから。ただ、基礎の数字はこんなに低いのですから、とてもこれは気の遠い話じゃないかというぐあいに思うのです、時間の関係で数字は省略しますが。

行政の直接の関与というののはほとんどないわけとしてね。現状では都道府県への大体届け出事項、今度が登録の受理になるわけですが、大体いまの都道府県に聞いてみると手いっぱいだというのですね、それだけで。それからそのほかに相談が相当多いそうです。東京で申しますと五十五年間に千件、五十六年千五百件、五十七年二千一百件とどんどんふえて、四人の職員がいますが、もうそろの対応で手いっぱいだという状況です。そのほか指導の内容とか、実際調査といいましてもとて

手が回らないというのですよ。前回、予算と人員の規模を聞きましたけれども、とてもそれでは——たとえば一財務局当たりにしたって本当にわずかな一人ふえるかふえないかの問題ですね。とてもこれではむずかしいのじやないか。

そこで、一つお伺いしたいのは、今度の法案によつて都道府県の所管から大蔵省に移るもの、それはどれぐらいになるのか。全体なかなかむずかしいそうですけれども、たとえば東京、大阪でどちらくらいになるのか。これはわかると思うのですが、どうですか。

○政府委員(宮本保孝君) 大蔵省所管の業者は、都道府県をまたがる業者になるわけでございまして、具体的に現実問題としてどれぐらいの数になるかということは、いまの段階では実はつかんでいない状況でございまして、法案成立後に早急に都道府県等とも打ち合せしながら実態をつかみたいと、こう思つております。

○近藤忠孝君 どうしてもこういう行政改革の折ですから、莫大な相当多くのものが大蔵省の所管となつても、恐らく予算つけた人員がふえるはずでもないと思いますね。私は實際上なかなか業者に対する指導なりチェックがむずかしいのじやなかろうか。業界の実態は先ほど言つたとおり、それから行政の対応もそのとおりということでは、大変これはむずかしいということを指摘せざるを得ません。

時間の関係で次に進みますが、発議者にお伺いしますけれども、一つは四十三条の関係でこういふ答弁をされておるのであります。現在は超過利息は返還請求できることになつてゐる、それが業界に大変厳しいのだと。だから四十三条を設けたのだという趣旨だらうと思うんですね。そうでなければ業者が言うことを聞かないのだと私は思うんです、発議者の立場から言いますと。ところが、実際どんな意味で厳しいんだらうか、利息制限を超えているのを承認で貸したのですから、だから当然請求されれば判決どおり、最高裁判例どおりこれはもうしょくがないのじやないかと思うんです

の適用を受けるそういう返還請求をされて困るような業者がどれほどいるんだろうか。そのことによつて倒産するんだろうか。私は前回も数字で申しあげましたけれども、これも上田教授の試算によると、約十三万人ぐらいが大体問題のある人ですね。私はほんの半分ぐらいが大体いま言った四十三条関係で問題のある人だと思うんですね。

そうして、もう時間ですから大臣と発議者に最後にお伺いをします。

この四十三条によつて最高裁の判例をなくす、判例は一つの法秩序ですから、法秩序をなくしちやうわけです。片や、盛んに言われているのがいま七十何%という金利の実勢、その金融業界の秩序を保ちたいということ。いわば大もじけをする、暴利をむさぼる秩序を保つために、最高裁判例によつて守られている超過利息返還請求ができるという法秩序が崩れちゃうんですね。その崩れることによつて今後大被害が拡大すると思うんです。深刻化すると思うんです。そういうことにつけいての責任が、こういう法案を通す以上、発議者としてあると思うんですが、その責任をどう思うのか。大臣はその秩序をどうお考えになるか。

○衆議院議員(大原一三君) これは先ほども議論のあつたところであります、先生も御案内になつておられるところはわざかでありまして、小さいのが大部分、その恐らくは実効金利に近いものがその基準金利に示されておると思います。そういう状況の中でこれをやつしていくわけであれども、大きいところはわざかでありますから、これは金利面でも早く四〇%になりますが、七四%以下というのは実年いつでしたか、業界の基準金利というものがございまして、これは各県別に基準金利を決めてなつてゐるわけであります。七四%以下というのは実はないわけなんです。業界もたくさんありますけれども、大きいところはわざかでありますから、これは金利面でも早く四〇%になりますが、七四%以下というのは実年いつでしたか、業界の基準金利というものがございまして、これは各県別に基準金利を決めてなつてゐるわけであります。七四%以下というのは実はないわけなんです。業界もたくさんありますけれども、大きいところはわざかでありますから、これは金利面でも早く四〇%になりますが、七四%以下というのは実年いつでしたか、業界の基準金利というものがございまして、これは各県別に基準金利を決めてなつてゐるわけであります。七四%以下というのは実

（一〇九%）という金利が現にあるわけではあります。それで、それを段階的に下げていこう。いきなり四〇%になれば非常にいいんではあります、それが一つ。

もう一つは、先ほど先生は、これでは大して業界の規制にならないとおっしゃいましたけれども、銀行局の方ではこれから登録をやり、そして立入検査もできる体制ができるわけであります。立入検査は行政当局がやるわけであります。そういったことで、違法者に対しては業務停止、取り消しと、いままでにない厳しい規制が行われるわけでありますので、そういう意味で実効金利がそういう高いものであれば、それを下していく過程で、しかも監督は非常に厳しいという条件の中でやっていくんですから、これに正直に従つていく業者、全部が全部悪いんじゃありませんから、これに従つて体制をこの法律に順応させて、こうという業者に対して、常に金利を不安定な状況にして返還請求ができるというのは、業界指導のこれから体制の中では不適切ではないかという考え方でこの四十三条を設定したわけでございます。

○國務大臣（竹下登君） 最高裁判例、それが法國家の中での一つの法体系の秩序を明示するものであると、その議論を私は否定はいたしません。しかし、それらの問題をも御勘案の上に立つてこういう議員立法で新しい別の角度からの秩序が立てられていくということ、それと最高裁判例そのものとの矛盾性はないというふうに考えております。

○柄谷道一君 本法案は八十七国会で各党から法案が提出され、これが廃案になりまして以来、サラ金に対する社会的批判が強まっている中で、今まで貸金業に対する規制の立法措置がとられた、そして規制法の早期制定を望む世論は高まっている、私はこう認識をいたします。今回の提出法案は私自身も決してベストなものとは考えておりませんが、現状と比べて債務者保護が前進するものとして、現状と対比しつつわれわれは衆議

院段階で賛成をしたのでござります。そしてそれが背景には、今後逐次法改正を積み上げてより完璧な法律にする努力を続けなければならない、こう思つておるわけでござります。この姿勢は本院でも貰いたいと思いますが、ここで問題になりますのは、最高裁の判例といわゆるグレーゾン金利の関連でございます。私はこの点について三月三日の本委員会でも質問に取り上げたところでございますが、再度大臣に確認をいたしたいと思ひます。

うのでござります。肝心なことは、本法案でござるの時期が「別に法律で定める日」となつて、明定されていないことでござります。これを明定するところがベストである。しかし衆議院段階の審議過程から、それが困難であるとしても、できる限りこれを速やかに定めるという立法府としての意思の統一が必要だと、こう考えるわけでござります。

6

テ 本を利する所と異なるものでござりますから、額に応じまして段階的に規制するにいたしまして、最も、実際には貸付契約を分割する等の脱行行為よりまして実効が上がらなくなるという面もございます。今までのところではなかなか困難な問題でありますので、私どもとしてはなかなか困難な問題ではないかというふうに考へてゐるわけでござります。

法に対処す
めいたぐ
ております
○柄谷道一
るたてまつ
が、決して

ただいまの大臣の答弁は、いわゆる論としては確かにそのようではある考え方としては、国会でもつてお法規としては無関心にこの問題に対する考え方であります。

三日の本委員会でも質問に取り上げたところでございますが、再度大臣に確認をいたしたいと思います。

それは貸金業者に対する登録制を導入し、厳正な業務規制を実施し、かつ刑罰の対象となる上限金利を段階的といえど相当程度引き下げるという制度的な詰みをつくり、その枠組みの中で債務

者の自由意思に基づいて契約した内容を任意に履行した場合に限り、貸金業者が書面交付義務等を行っている場合には、その取り戻しを認めないと、こういうものでありますて、本法によつて返還請求が認めなくなるのは、さきに申しました

た要件、すなわち任意の支払いと本法の書面交付義務等の規制遵守に従つた者に限られます。同時に依然として任意かどうか、規制遵守に従つた者かどうかについて債務者に争う余地が残されており、かつ債務者が利息制限法の制限を超える金利の支払いを拒否した場合、これに対し強制執行ができることは現行と変わりがない、こう私は理解いたしますが、大臣の認識もそのようでござ

○國務大臣(竹下豊君) 御指摘のとおりであります。
○柄谷道一君 大臣もそのように認識されておる
ということであれば、私は本法は債務者保護の面
が配慮されている。したがつて、立法政策として
は現実的であり、かつ合理的な一つの方法だと思
います。
ところで、遅延損害金につきましては、本則の
四〇%の金利が適用される時期にはグレーゾーン
金利はなくなるわけでござります。その意味では
返還請求の論議は経過的なものになると、こう思
います。

○政府委員官本保孝君) 「別に法律で定める口
につきましては、法施行五年経過後に、その時
におきます資金需給の状況その他の経済金融
勢、貸金業者の業務の実態等を勘案いたしまし
て、検討を加えて国会でお決めいただくものと、わ
れわれといったましては理解いたしているところ
ござります。

示すということは当然あるべき政治姿勢ではないかと、私はこう思います。大臣いかがですか。
○国務大臣（竹下登君） これは通常、議員立法でできた法律につきまして、それが改正等についても議員立法でお願いするという姿勢だけは持つておるべきであるが、その際、院と政府のいわば話合いによりまして、これはむしろ政府の責任でやる場合もございます。だが、一応従来ともハ

○柄谷道一君 次に、過剰融資の防止方策についてお伺いをいたします。

他の同僚議員も指摘いたしましたように、私は政治としてあるべき姿勢というものは、高金利による恐ろしさというものを国民に正しく理解していただき、自制心を失つて欲望のままに人々に過剰な高金利の借金をして、そのことによって深くはまり込んでいくということに対して、これを防ぐということが政治姿勢としてはあるべき姿勢です。

あろうと、こう思うんですね。

第二点でございますが、四〇%以下にするかどううかという点につきましては、そのときの先ほど申し上げました諸情勢のいかんによりましては、御指摘のようなことを国会でお決めいただくこと

ウスの意思決定の中にできたものに対する対応の仕方としては、やはりハウスでお決めるべきものであるというたてまえだけは、それなりに私は結構じやなかろうか。

この点については政府広報等を通して今後意見交換を踏まえて配慮してまいりたいという大臣の答弁もあつたところでございますが、実態は今日、サラ金業界は借り入れ意欲を過度に刺激する広告を

とき宣伝を行つてゐることは大臣も御承知のとおりでござります。私は、このサラ金というものは、広告の効果がきわめて高い業種である、朝の出勤時、マッチやチラシを配布することを休むと途端にその日の営業実績に影響してくるとも聞いております。私は、この自制心に欠ける人々の借金意欲をむやみにあふるようなサラ金独特の広告が現れ在大量に行われていることは問題であろう、こう思うわけでございます。

そこで十六条の誇大広告の禁止の規定がござりますけれども、私は誇大広告のみならず、このような業界の広告行為に対しましても行政当局は適正な規制を行うべきであると、こう思うのでござります。御見合せ下さい。

○政府委員(宮本保孝君)　まさに誇大広告によりまして大変サラ金禍が発生しているという因果関係は、私どもも十分に理解できるところでござります。新しい法律十六条にこの禁止の規定が出ているわけでございます。

の運営に当たりましては、十分その実効が上がるよう、行政的にも努力いたすつもりでございますので、また半年ぐらいかけて政省令、通達をつくる段階におきまして、有効な手だてがあればそれを取り入れまして、特に今国会におきます御審議の過程でいろいろと御意見が出ておりますので、そういう点も含めまして検討してまいりたいと、こう思つております。

○炳谷道一君 適正な行政指導が行われるものと、こう確認をいたしております。
そこで、五十三年三月八日に大蔵省は金融機関の貸出業者に対する融資について口頭指導を行つておられます。しかし実態は、大手五社の融資残高がこの一年間で二倍以上にふえ、かつ九百店舗もふえたということは、銀行等の融資のパイプが太くなつたということを実証しているものだと思ひます。口頭指導は全く逆の方向に動いているというのが実態であろう。

そこで、本法案が成立した時点での政省令等が出

されるわけでござりますが、その際、通達も新たに出し直しが行われるものと考えますが、そのとおりか。その際、五十三年の通達は抑制的な見地から出されたものでござりますが、法律施行後ににおける通達もこの方向と変わらず、かつむしろ一層この規制を強化する内容のものと理解していい

かどうか。
また、銀行は最近融資ばかりではなくて直接ないしは系列会社を通じて間接に出資を行つております。この銀行のサラ金業者への出資行為といふものは両者が一種の身内関係になつたことを意味するわけでございます。このような動きに対しても行政当局は今後どのように対処していくとしておられるのか。

○政府委員(宮本保孝君) 政省令、通達を出す段階においてまして、貸金業者側あるいは金融機関側の利便といいますか、便宜というのも考えまし
以上の点を質問します。

て、統一的な通達を出し直した方がいいのではないかというふうに考えております。その際、現在あります五十三年三月の口頭通達の趣旨につきましては、私ども現在も変わらない考え方でおりまして、この趣旨の内容の通達をお出しすることになるのではないか、こう思います。

ただ、御指摘のように、必ずしもこの通達自体

は抑制一本やりの通達ではございませんで、先ほど来お話を出ておりますように、消費者金融といふものの健全に育てていくことも金融界におきますこれからの大好きな課題でございますので、そういう意味におきましては、消費者金融が健全に育つような、民費低利の資金供給であれば、これは前向きに取り組んでいいのではないか。ただ、ここにございますように、社会的な批判を受けるとか、あるいは信頼を損なうとかというような点につきましては、公共的な金融機関としての使命にかんがみまして、これは厳に自肅する必要がある、こういうふうに考えております。

なお、サテ金業者に対する金融機関の出資につきましても、同じような考え方で対処すればいい

のではないか。それはサラ金業者への出資につきまして、健全なサラ金業者の育成という見地からいきまして妥当でござりますれば、これは必ずしもすべて抑制的に扱う必要はないのではないか。

○柄谷道一君　いま局長の答弁ですけれども、通
たゞ、何度も申し上げますか、非常に問題のある
ような出資等につきましては、これは当然自肅
すべきであることはもちろんのことでございま
す。

達はここにあるんですよ。これは裏を読めば、健全な業者に對して自粛を、そして禁止したものじやないと、こう言われるのはわかりますけれども、通達はこの「過当競争の取扱い」で別に皆

の利益を不當に害するとして社会的批判を受けて
いる行為を助長するおそれのある融資」、こう
なっているんですね。

現に、いままでも同僚議員から多く指摘されておりますように、これがお出されて以来過当な利益が膨大に上ががつておる、利用者の利益を不當に害するのではないかという社会的批判が高まつておる、これが問題でござる。この問題に対する

るということですから、こういう問題に対しては自肅しなさいよという通達は逆の方向に向かっていい。いまサラ金の問題が第二のピークでしよう。五十三年以降第二のピークにいま連着しておる。

なるがゆえに立法府ではこの規制措置が必要だと
いう議論がされているわけですから、余り原則的な御答弁じゃなくて、これに対する厳正な指導
内容を含んだ通達をするということが行政の責

任だと思いますよ。大臣 どうです。
○國務大臣(竹下登君) 御趣旨の意味は私も十分
理解しております。この問題について、これは
非常に整理した言葉でもってお答えをするのが妥

当でござりますので、私も言葉を整理しながら、いまの御趣旨に沿うような方向で努力すべき課題であるというふうに思っております。

令、登録取り消し等について統一的な指導監督体制を確立する必要があること、アウトサイダーに

対する行政指導を徹底する必要があること、さら
に武富士等で一部問題が出ておりますが、信用情報
機関の設置とプライバシーの保護及び信用情報
機関の情報悪用等といふものに対するチェックを厳
正に行うこと及び強引な取り立て行為の規制に關
する処方法等を質問予定し、通告をいたしてお

りましたが時間が参りましたので、これは前回の質問の中でも驚と触れたところであり、以上の点について今後出される政省令の中で私の意向も十分組み入れた内容が確立されることを希望し

て、私の質問を終わります。
○野田陳平君 私は、庶民金融に社会的なニーズ
があると、それなりの役割りといふものを認める
つけなしで。四、五年前に二つ左翼青年会で、若者

に銀行がかなりの融資をしていて、いずれ大問題になるからというようなことも言つていたんで、ここで法律がいろんな形で議論を呼んでいること是非常にいいと思っているんですが、さてこの中

身ですね、いろいろな社会的役割りがあるだけに、この庶民金融をどうするか、サラ金をどうするか、どう規制するか、この法律の中身はしっかりといた

ものにした方がいいといつ前掛で一三質問した
いんです。金利のことは、大分出尽くしたようですから、
もう触れませんけれども、いまの法案の中身は

○政府委員(宮本保季君) この点につきましてこの十五条に「貸付けの利率その他大蔵省令で定める項を表示」とあります。が、その他どういう事項が法律成立後に考えられますか。

も、現在私どもあらかじめいろいろ議論はいたしているわけでござりますけれども、具体的な内容につきまして、いまここで大蔵省令で定める事項についてどういうことを考えて居るのかということが

につきましては、お答えできるまで煮詰めておりませんので、御了承いただきたいと思います。

○野末陳平君 ちょっと私が考えていることを
二、三言つてみますけれども、これは十六条も
ひつくるめて聞いてほしいんです。
サラ金の広告は大分変わってきてるんですけど
ね、時代とともに初期のころは、要するに利息が
安いんだ、たばこ一箱分だとか、そういうような
言い方をしてきたんですね。最近はもうムード広
告ですよ。いま柄谷委員の質問の中にありました
けれども、要するにムード広告になつて、世
の中全体がそつだから。サラ金の広告は、十六条
に「誇大広告」とあります、ここに触れるような
むしろ誇大広告とは何かというところで非常に微
妙になつてくるんだろうと思うんですよ。
そこで、これから私のちょっとと考えているところ
を今後大蔵省に検討してもらひ、「貸付条件の
広告」の中に入れるべきではないかということです
がね。サラ金の利口な利用者は早く返す。早く
返せば何とということはないんで、利用価値がある
んだから問題ないんですね。一番の問題は、要する
にうかつな、あるいは無知な、あるいは欲が深
過ぎてちよつとどじな、そういうのがはつきり
言って一番カモになつて、そこを教う
のが法律だからね。
そこで、早く返せば確かにこのぐらいだという
のを利率で示してもだめなんです、上限がこれだけ
だつて。そうじやなくて、幾ら借りたもののがど
れだけの利息になるか。ここでしよう。いまの広
告は、早く返したという前提でつくれてあるんだ
ね。早く返したら大した利息じやない。ところが
だんだん返せなくなつて、一年、二年に及んだと
きに物すごくふくれていくという部分まで、つ
まり利息額のふえ方というか、そういう警告を發
するということは、業者は嫌がるだろうけれども、
こわさというのは、長くなつてほつとくと、無自
覺にするするしちやうと、えらいことになるんだ

○政府委員(宮本保孝君)　この点につきましても、現在ここでそういうふうにいたすというふうなことをお答えしかねるわけでござりますけれども、できるだけこの法律の趣旨が生かされるような方向でこの国会におきますいろんな御議論、御意見を具体化できるものにつきましては具体化の方向で考えてまいりたいと、こう思います。

○野末陳平君　もつとも、いまのようなのはマッチの広告だの小ちやいものにはなかなか入れられないからね。そうするとどの広告に入れるか、むずかしいが、検討してほしい。

同時に、大蔵大臣ね、これは大蔵省に法律成立後は責任があるわけですから、要するに無知な大衆と言つちや悪いけれども、無自覺に金を借りるそいう大衆に警告を発する義務があると思うんですね。さつき壇上委員からも話があつたけれども、私はサラ金利用のうまいやり方というのまで教えるのはどうかと思いますよ。それは自分たちでやればいいんで、そこまで大蔵省でやれと言うんじゃないんです。でも、政府広報あたりで通り一遍にやつたてなかなかそんなものじゃないですよ。何しろ便利だし、銀行が貸さないという場合にはサラ金へ行きますよ。

そこで、大蔵省のできる範囲で考えてみると、たゞこに「吸いすぎに注意」なんて書いてあるじゃない、ああいう警告でもいいと思うんです。

(つまりサラ金が出す広告にはある程度の……)
(「借り過ぎに注意しましょ。」と呼ぶ者あり)
そう。だから吸い過ぎの向こうを張るわけじやないけれども、「借り過ぎには注意して」とか、何らかのキヤッヂフレーズのこと、そういうものを入れなさいよ、常に入れないと広告はダメだとか、あらゆることでこの十五条を生かすということ

は、これは無知な大衆に対してのサービスです。これはいろいろものとありますよ、検討に値するアイデアは。つまり業者はムード広告へ走っているんだから、こちらが決めたことをさらっと避けた広告は幾らでもできますからね。

よけいなおせつかいだけれども、この業界は自由に任しておやりなさいというようなほかの業種とちょっと違いますからね。しかも社会悪のようないがろいろと言われている。だから大蔵省も一言ぐらいはそういう形で知恵を出して、無知な大衆を保護してやるということに積極的に出でもいいんじゃないですか。大臣、検討の価値あるんじゃないですか。

○國務大臣(竹下登君) まあ、たとえば問題でございますが、この問題、三、四年前の話ですが、その広告問題はいま野末委員がおつしやったような問題がそれこそ協会の名においてなされたら協会がより権威づけられるじゃないかと、こういうふうな議論もあつたこともござりますので、いずれにしても貴重な意見としてもちろん参考にさせていただきます。

○野末平郎君 法律の中身よりもむしろこれは省令というか、指導だと思うんですね、サラ金業界に対する。誇大広告を言つたら切りがないんで、ついでに取り立てのところを伺います。

社会党からも修正案が出ているんですが、この第二十一条ね、この辺の書き方は、私生活あるいは平穳を害するとか、こういう書き方で、普通法では無理ですから、余り具体的なことは書き込めないと思いますけれども、ここで大蔵省の行政指導というのは非常にむずかしいんですね。つまり警察が閲覧できないような形の取り立てというのが実はいま多いんですよ。全国的に業者たつていいの悪いのいろいろいて、取り立ててもうまくなっている。昔みたいにおどかしてどうとか、そはやりませんよ。結果的には借りた方はおどかされている感じですが、やり方としては実に巧妙で、これはもう変わってますよ。

電話とか、嫌がらせとか、いろいろさつきも出

ましたけれども、いまなんか夜中に電報を毎日十八時ごろからだつだと打つとか、そういうやり方をやつてゐる。一番困るのは小さいお店。資金繰りに困つちやつてサラ金から金を借りちやう、あるいは借りる借りる借りりで借りちまうというそういう電報が来るんだ、毎晩一時間おきに。こういうよくなないこと。もちろん電報料は後から請求されまするんだから、これぢやおとかしても何でもない。この辺の第二十一條でこう書いてあって、なかなかこれが実効を上げ得ないというような心配がある。

もちろん、ピラなんぞ張りめぐらして近所にいられなくなるというようなこと、その結果、小さい自営業なんか土地を取られちやつたりお店を取られちやつたり、さらですよ、いま。一番困るのは、市とか県の商工課にそういうきになつて泣き込むのだよね。そんなこと言つたつてもう無理だというわけだ。もつと自覚してこんなきや、私たちに早く相談してくんないきやといふけれども、現実にもう夜逃げ同然でしよう。そういうのがあります。その取り立てを警察の関係、あるいは暴力的取り立て、威迫的だと言えるかどうか。あちらの方が頭いいわけだね。

となると、この辺も行政指導なのか、あるいは警察との緊密な連絡なのか、ありますか、現実に対処するには、つまり被害者をなくそうというからにはむずかしいのですね。だからもうちょっと具体的である方がいい。法律に盛り込めないまでも、指導の段階では非常に具体的である方がよりいいと思うんで、それは大蔵省よりもむしろ提案者の大原先生の方にひとつ御意見を聞いて、大蔵省に提案して後でいろいろアドバイスしてもらいたいと思いますよね。

○衆議院議員(大原一三君) この提案は自民党だけではなくて野末先生のところも提案者になつていただきたいぐらいでございます。おっしゃつたとおりでありまして、法律の書き方についていろいろ

いろいろ議論がありました、夜の十時から朝の六時まで電話しちゃいけないとか。そうすると、そのほかの時間だつたら何ばやつてもいいのかというようなことになりますし、非常にむずかしいのです。

そこはこの法律は読めば大分きつく読めるようになつておるわけありますので、先生のおっしゃいましたように「借り過ぎに注意」はどうかしりませんけれども、いずれにしても、大蔵省でこれから具体的に省令、政令でしっかり詰めていただきたい、このように考えております。

○野末謙平君 私は、こういうものは中身に不満はあるけれども、成立することが業者に対しても、それからお客様に対しても、自覺を促す点で非常にいいことだと思いますからいいんですが、成立了後、大蔵省の方に責任がいきますから、その点でなかなか大変だから表情を踏まえて対処してほしいと思っていますね。

それから大臣のお考えも、予算委員会でちょっとあつたからあえて言うまでもないと思うんですけれども、結局サラリーマンとか、何といいますか、ある程度の返済のめどがあつて利口に利用している人にとっては問題は全くないんですよ、上限が高かろうが低かろうが。しかし、そうでない人たちを救うためにはいまの金利はどうかと思うわけとして、いま一番サラ金を利用して被害を受けている人になつては問題は全くないんですよ、金利が高かろうが低かろうが。しかし、そもそも低所得で生活費に食い込んでいたり、どうにもならないお金欲しさにまず目先だけ借りちゃう、あるいは強引に貸してもらっちゃうというか、そういう人とか、あるいは商売やってて、このごろ本当に小さい店めだから、そういうところは資金繰りに困っちゃつて何が何でも、信金、信組も貸さないとなれば、どこかから借りる。庶民金融ですからわりと額が大きい、百万借りてだめ、また二百万借りてと、こうなる。結局とともに相手にされない金融機関からという人でしょう。だから大蔵省の指導で、ここは銀行も商売だからうるさいけれども、しかし銀行自体がサラ金に

金貸してそれでもうけるんだつたら、直接お寄に貸してやるという——結局、銀行が貸さないのは情報量がないからですよ。サラ金業者はすごい情報量を持つているわけよ、お客に対しても。大

変ですよ彼らの持つているデータは、いい業者は田舎の方のかなりいいかけんなのはこれはもう頗るだけでやつていいからちょっとわかりませんが、銀行ももうちょっと顧客に対する情報をきちっとコンピューターに入れて、そして何というのですか、審査に手間取るような、あるいはけちつけるようなそういう営業姿勢を早く改めさせて、アメリカみたいにとは言わないけれども、いま見放されてサラ金に行くしかない人たちを銀行が救うという方向で大蔵省がもっと強力な指導をしてもらいたいと思うんだね。

だから大臣はそういうことが大事だとこの間予算委員会でお答えになつていましたが、そちらの方向をやることがむしろサラ金を規制すること以上に大事じゃないか。そんなふうに思つて、要望を込めて大臣のお考えを聞いて終わらにしまします。

○國務大臣(竹下登君) 私もこれだけ多様化した

ニーズにこたえるための一つの社会的責任という

ものの、ある意味において保護された金融機関がこれをやっていくべきだという大義名分論はそのとおりだと思つんですよ。だから、これは指導していくべきだと思つんんですよ。だから、これは指導していかなきやいかぬ、これは大事なことです。そのためには、いわば担保能力とか、いわば調査能力とか、そういうものもござります、一つは、基本的的なサラ金被害を早急に根絶し、あわせて病理的なサラ金業者を一掃し、貸金業界の健全なる運営を促進する見地から、早急に有効かつ適切な規制措置を導入すべきものと強く考えてまいります。借り主の蒸発、自殺、離職、離婚など、家庭の崩壊を招いている事例は後を絶ちませんし、ますます深刻化している状態にあります。

日本社会党は、このような事態を憂慮し、悲劇的にお金が貸せなくなつて、その辺の調整といふ問題になつてゐる人たちは、そもそも低所得で生活費に食い込んでいたり、どうにもならないお金欲しさにまず目先だけ借り

ね。そういう意味において、その辺の調整といふ問題意識は私も持つております。

○委員長(戸塚進也君) 他に御発言もないようで

すから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

梶山篤君、近藤忠孝君及び増岡康治君から両案の修正について発言を求められておりますので、順次これを許します。梶山篤君。

○梶山篤君 私は、日本社会党を代表しまして、ただいま議題となつております二法案に対し、修正の動議を提出をいたします。その内容はお手元に配付されております案文のとおりでござります。

これより提案の理由及びその内容を御説明申

上げます。

御承知のように、消費者金融市場は、新規参入による供給の多様化、新商品の開発など、消費者金融に対する認識の変化によって急成長を続けていますが、他方、小口の消費者金融部門につきましては、駆け込み参入の増加とともに、いわゆるサラ金問題は重大な社会問題にまで発展しております。

借り主の蒸発、自殺、離職、離婚など、家庭の崩壊を招いている事例は後を絶ちませんし、ますます深刻化している状態にあります。

日本社会党は、このような事態を憂慮し、悲劇

的にお金が貸せなくなつて、その辺の調整とい

ふ問題意識は私も持つております。

第一に、貸金業の開業が届け出制から登録制に改善された点は評価しますが、一定の形式が整い登録申請書に瑕疵がなければ登録を拒否すること

がきわめて困難と思われますので、社会的問題に

までなつてゐるいわゆるサラ金問題を解決する第

一步は、登録に当たつての開業規制から取り組ま

ねばその効果は期待できないのであります。そこ

で、一定の要件を満たすことは当然のことですが、

その際、実質的な審査を厳格に行い、庶民金融業

として不適当な者については登録の拒否を行う必

要があります。また貸金業協会並びに同連合会の

結果たす役割りと責任は一段と強化されなければな

りません。会員に対する指導、サービスの提供、苦情の処理など、自助努力によつて体質の改善強化

を図り、登録に当たつて専門的見地から開業者の

実質審査に当たるため、登録の申請を協会並びに同連合会とし、意見を付して大蔵大臣並びに都道府県知事に申請することとしたものであります。

かかる手段を通して、業者の連合会並びに協会への加入の促進を図り、あわせて健全な貸金業の運営を図ることとあると考えるものであります。

ること、以上の四点を基本的な考え方とすべきであると思うのであります。

かかる観点から考えますならば、第九十六回国会に共同提案されました衆第三一号及び第三二号は、高金利、みなし弁済、各種の規制問題など、重後的事情の大きな変化などを考えますならば、参議院が長期にわたり真剣に慎重審議を重ねてきたのもそのためであります。したがつて、四点の基本原則をかたく重視して、細部にわたり具体的規制を取り入れない限り、実効を期待することは全く不可能なのであります。

以上の前提に立つて、私はこの際、参議院が良識を發揮し、勇気を持って本法律案の内容を充実させ、消費者保護の基本を実現すべきものと考えます。よつて以下の諸点について修正を求めるものであります。

第一に、貸金業の開業が届け出制から登録制に改善された点は評価しますが、一定の形式が整い登録申請書に瑕疵がなければ登録を拒否すること

がきわめて困難と思われますので、社会的問題に

までなつてゐるいわゆるサラ金問題を解決する第

一步は、登録に当たつての開業規制から取り組ま

ねばその効果は期待できないのであります。そこ

で、一定の要件を満たすことは当然のことですが、

その際、実質的な審査を厳格に行い、庶民金融業

として不適当な者については登録の拒否を行う必

要があります。また貸金業協会並びに同連合会の

結果たす役割りと責任は一段と強化されなければな

りません。会員に対する指導、サービスの提供、苦

情の処理など、自助努力によつて体質の改善強化

を図り、登録に当たつて専門的見地から開業者の

実質審査に当たるため、登録の申請を協会並びに同連合会とし、意見を付して大蔵大臣並びに都道府県知事に申請することとしたものであります。

かかる手段を通して、業者の連合会並びに協会への加入の促進を図り、あわせて健全な貸金業の運営を図ることとあると考えるものであります。

第二に、金利規制の問題についてであります。共同提案では、上限金利を法律施行後三年間は年率七三%に、次いで年五四・七五%に引き下げ、最終的に四〇・〇〇四%に移行するものと定めておりますが、五年経過後に検討するとされており、実施時期がしかと明示されていません。これは上限金利を長期間にわたって高金利に固定するものであります。また実勢の金利も反映していないばかりか、かえつて金利を高騰させる口実となり、被害を増幅することになります。サラ金をめぐる高金利による悲劇を一刻も早く解消するため、法律施行時から三年間は年率五四・七五%（日歩十五銭）、三年経過後は四〇・〇〇四%に移行すべきものと考えます。

第三に、任意弁済の取り扱いについてであります。共同提案では、任意に支払った金利は有効な資効す。

井済のみなすことにしております。これは利息制限法制定の本旨を形骸化するのみならず、同法に関連して確立された超過利息の元本充当及び過払い金の返還を求めた最高裁判例を否定する規定と解されるものであります。みなし井済の定めは、高金利の長期固定化のもとに巧妙な過剰融資を誘発し、その結果、強制取り立てを行ううといふ新たな側面を持つてゐることに注目しなければなりません。またサラ金被害の法的救済が困難になることも明白で、消費者保護はますますむずかしくなります。したがつて、現行の利息制限法を維持することが最良の政策と考え、みなし井済の定めは削除すべきものと考へます。

第四に、誇大広告、過剰貸し付け、強制的暴力取り立て行為などについて、共同提案はきわめて抽象的であり、全く不十分と言わざるを得ません。誇大かつ不当広告の散乱を防ぎ、利用者を誘発するがことき広告は厳禁すべきであり、そのためには広告の倫理を定め、禁止すべき広告の表現について具体的に列記することが必要であります。使用者の返済能力や資力を無視した巧妙な過剰貸しその弁済とみなすことにしております。これは利息

契約の締結の意思の確認を行うとともに、いわゆるマワシ過剰貸し付けの防止など必要な措置がとられなければなりません。暴力的な取り立てを防止するためには、深夜早朝の取り立ての禁止、電話による反復取り立ての禁止、多人数による取り立ての禁止など、禁止すべき行為を本法に具体的に列記すべきものと考えます。法的実効性を上げ被害を最小限度にとどめるためには、以上のごとき具体的明示が必要と考えます。

なお、昭和五十七年とあるのをすべて昭和五十八年に修正するものであります。

以上が主なる修正案の内容であります。

何とぞ慎重審議の上、参議院の良識をもつて御賛同いただきますようにお願い申し上げ説明を終ります。

り深刻化しているというのが関係する人々の定説であります。また、大蔵省が一昨年行つた貸金業者の実態調査で見ると、業者みずからが記入し、郵送によるという不十分な方法にもかかわらず、民事上無効となる年利二〇%を超える金利での貸付けが六四%以上を占め、中でも年利六二・〇五%を超えるものが全体の五七%以上に上るなど異常な高金利の横行を裏づけています。そればかりか、契約書を交付していないものが一八・八%受領書を交付していないものが九・三%など、常識を超える業界の業務実態の一端が示されております。

契約の締結の意思の確認を行ふとともに、いわゆるマシン過剰貸し付けの防止など必要な措置がとられなければなりません。暴力的な取り立てを防ぐためには、深夜早朝の取り立ての禁止、電報電話による反復取り立ての禁止、多人数による取り立ての禁止など、禁止すべき行為を本法に具体的に列記すべきものと考えます。法的実効性を上げ被害を最小限度にとどめるためには、以上の上位が主なる修正案の内容であります。

何とぞ慎重審議の上、参議院の良識をもつて御賛同いただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げ説明を終ります。

○委員長(戸塚進也君) 近藤忠孝君。

○近藤忠孝君 私は、適正金利についての集中審議など私の申し入れが取り上げられないまま質疑終了となつたことに反対であります。したがつて、修正案の動議提出は意に沿わない、現在ではそういう気持ちでありますけれども、手続上やむを得ませんので発言いたします。

私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となつております二法案に対し、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

小口消費者金融、いわゆるサラ金に対する有効な規制措置は、いまや社会の強く求めるところとなつております。

過去における政府機関による調査結果によつて、も悲惨な被害の実態や事件の背景が明らかにされてきております。

警視庁が行つた調査でも五十三年の八ヵ月間でサラ金に起因する自殺者が百三十人、家出入人が一千五百二人という驚くべき数字とともに、暴力団の営業が三千五百四十六店に及ぶという衝撃的な事実が明らかになつています。その後、これ

に類する調査はありませんが、今日でも事態はより深刻化している、というのが関係する人々の定説であります。また、大蔵省が一昨年行つた資金業界の実態調査で見ると、業者みからが記入し、郵送によるという不十分な方法にもかかわらず、民事上無効となる年利二〇%を超える金利での貸し付けが六四%以上を占め、中でも年利六二・〇五%を超えるものが全体の五七%以上に上るなど異常な高金利の横行を裏づけています。そればかりか、契約書を交付していないものが一八・八%受領書を交付していないものが九・三%など、當識を超える業界の業務実態の一端が示されております。

自殺や心中、夜逃げなど悲惨なサラ金地獄を引き起こす原因の第一は、異常な高金利の野放しであります。現在年利二〇%を超える金利は利息制限法によって民事上無効とされており、支払いを遅延した場合でも最高倍額の四〇%とされておりります。ところがサラ金業界においてはその不法な取りざたされでおりながらも、出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の上限がある年一〇九・五%に近い金利が多くあるばかりか、悪質な場合にはそれをはるかに上回るものさえ少なくありません。借り受け者である一般市民が高金利の重圧のもとで返済不可能な事態に陥るのも至極当然であります。

第二に、現行の届け出制のもとでは自由に開業できることであります。都道府県知事に届け出さえすれば何の制限もなく開業できるため、資金廻りのための暴力団の参入や、悪質業者の開業が野放しとなつてゐるのであります。

第三に、業務規制が全くないことであります。このため過剰な貸し付けや強迫的取り立てなど違法、不当な行為の常態化を許す結果となつております。

サラ金規制立法は、これらの諸点に抜本的なメスを入れたものでなければ、真に有効な規制措置となり得ないことは明白であります。

ところが、二会派提出の二法案は、消費者、国民

益を守ることに重きを置くものとなつております。

その問題点の第一は、出資法の改正案で当面年七三%もの高金利を公認し、三年後でようやく五四・七五%、ところが法文に明記されている四〇・〇〇四%への移行については、別途検討し、法律で定めるとして不明確なままにしております。年利七十数%が大半となつてゐる今日でも、サラ金をめぐる悲惨な事件が頻発している現状にかんがみ、とうてい認めがたいものであります。

第二は、貸金業法案で、契約書や受領書を交付するという当然の業務手続を条件に、利息制限法、最高裁判例の適用から除外することにしてゐる点であります。これは被害者救済の道をふさぎ、債務者、弁護士などが質業者と闘う武器を奪い去るものにはなりません。返済に行き詰まつてしまえば、あとは自殺か夜逃げか破産しか道がなくなるのは明らかであります。

第三は、貸金業法による業務規制がきわめて抽象的である点です。これによつては、貸し付けの額も期間も規制されず、物品引き合せなども禁じられていません。早朝、深夜取り立てや、子供や親族への嫌がらせ、第三者からの借り入れによる返済なども野放しのままであります。

わが党は、かかる二法案に断固反対し、真に消費者、国民の生活と利益を守ることができる法案とするため、その全部の修正を行おうとするものであります。

以下修正案の概要を御説明申し上げます。まず、貸金業の規制等に関する法律案に対する修正案についてであります。

本修正案では、貸金業の規制等に関する法律案を全部修正し、小口消費者金融業法案とするとしております。

小口消費者金融業法案では、物上担保なしの個人に対する金銭の貸付けを業として行うものを小口消費者金融業とし、他の貸金業とは別に、大臣または都道府県知事の免許を受けることを

義務づけております。免許の際には厳正に審査し、
禁治産者や禁錮刑受刑者などとともに不正または
不誠実な行為をするおそれがある者には免許
してはならないこととしております。

貸付業務については、一営業所から一借り主に
対する貸し付けは百万円を限度とし、貸付期間は
二年を超えてはならないこととしたほか、未成年
者、学生など弁済資力のない者に対してもみだりに
貸し付けることや白紙委任状の徴収、物品購入等
の要求行為を禁するなどによって不当な貸し付け
を規制することとしております。

取り立てに関しては、正当な理由がなく、早朝
または深夜に、借り主、保証人またはこれらの者の
縁故者の住居を訪問することや、債務のない縁故
者に対する支払いの強要、借り主、保証人、縁故
者を威迫し、またはその私生活や業務の平穏を害
するような言動、第三者からの借り入れによる返
済の強要などを禁じております。なお、返済の
あつた時には領収書を交付することを義務づけて
おります。

また、利用者の保護を図るために、業者は営業所
ごとに、利率、利息計算方法等を掲示することと
し、広告においても所定の事項を明示しなければ
ならないこととしております。

監督については、業者がこの法律や他の法律に
違反し、業者として不適当と認められる場合には、
大蔵大臣または都道府県知事は必要な指示ができ
ることとし、さらに悪質な者に対する業務の
停止、免許の取り消しを行うこととしております。
だれでもが大蔵大臣、都道府県知事に申告し、改
善措置を要求できることとしたほか、大蔵大臣、
都道府県知事は事業年度ごとに業務報告書を徵
し、必要に応じて指導や報告の徴収、立入検査等
ができるようにしております。

最後に、罰則については、不正手段による免許
取得や無免許営業、名義貸し、業務停止命令違反
に対し、併科を含めて、三年以下の懲役または三
百万円以下の罰金に処するなど、所要の規定を定

めております。

次に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締
りに関する法律の一部を改正する法律案について
も、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関
する法律の一部を改正する法律案として全部を修
正することとしております。

出資法第五条第一項の刑事罰の対象となる金利
の上限を現行の年利一〇九・五%から四〇・一
五%に引き下げるとしておりますが、これは

異常に高金利の引き下げとともに、利息制限法第
四条で遅延金利など賠償予定期の最高限を利息制
限法金利二〇%の二倍、四〇%までとしているこ
とにかんがみてとった措置であります。これに

よって四〇%を超える高金利は处罚対象となり、
経済実態に見合った金利が実現することになりま
す。さらに罰金額は最高百三十万円まで引き上げを
図ることとしております。

なお、この二つの修正案は、公布の日から起算
して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める
日から施行することとしております。

以上が本修正案の内容でございます。

何とぞ慎重審議の上、御賛同いただきますよう
お願い申し上げます。

○委員長(戸塚進也君) 増岡康治君。

○増岡康治君 私は、両案に対し、自由民主党・自
由国民会議を代表して、修正の動議を提出いたし

提案の趣旨であります。

すなわち、その修正内容は、原案では「貸金業の
規制等に関する法律(昭和五十七年法律第
号)」、「金利等取締法(昭和五十七年改正法)」等の文
書が出てまいるものとして、これらについて
て「昭和五十七年」を「昭和五十八年」に改めよう
とするものであります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願ひ
申し上げます。

○委員長(戸塚進也君) 大蔵大臣又は都道府県知事に第
一項の登録申請書(前項の規定により添付する
書類を含む。)を送付しなければならない。

第六条第一項第三号中「第三十七条第一項」を
「第三十七条第一項若しくは第二項」に改め、同項
第八号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同
項第十号とし、同項第七号中「第五号」を「第七号」
に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号を同
項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加え
る。

六 登録の申請前三年以内に貸金業に関する不正
又は著しく不当な行為をした者

七 貸金業に関する不正又は著しく不当な行為を
するおそれがある場合

八 貸金業の規制等に関する法律案に対する修
正案(梶山篤君提出)

正案の趣旨及びその内容を御説明申し
上げます。

その内容はお手元に配付したとおりであります
。それより提案の趣旨及びその内容を御説明申し
上げます。

御承知のとおり、この両案は衆議院議員提案と

して、第九十六回国会、昭和五十七年八月三日提
出せられ、八月五日衆議院本会議可決、本院にお
いては第九十六回国会、第九十七回国会継続審査
となつたものであります。第九十八回国会、

昭和五十八年の今日まで審議がなされ、質疑の終
局を迎えたものであります。この時間的な推移に
伴つて、事務的な修正の必要が生じたというのが

設立されている場合においては、大蔵大臣に対
して行うものについては全国貸金業協会連合会が
を、都道府県知事に対して行うものについては

第一条に次の二項を加える。

3 第一条の規定による登録の申請は、第三十三
条第一項の規定による全国貸金業協会連合会又
は第二十五条第一項の規定による貸金業協会が

設立されている場合においては、大蔵大臣に対
して行うものについては全国貸金業協会連合会が
を、都道府県知事に対して行うものについては

第一条に次の二項を加える。

2 貸金業者は、貸付けの条件について広告をす
るときは、大蔵省令で定めるところにより、貸
付けの利率その他大蔵省令で定める事項を表示
しなければならない。

第十五条を削り、第十六条を第十五条とし、同
条に次の二項を加える。

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者に対し、前項の規定に違反する広告の具体的な例を示すこと等により、同項の規定の趣旨の周知徹底を図るようしなければならない。

第十五条の次に次の二条を加える。

(契約締結の意思の確認)

第十六条 貸金業者は、貸付けの契約を債務者又は保証人となる者の代理人と締結しようとするときは、貸付けの契約の締結を代理人に委任したことと証する書面で大蔵省令で定めるものを当該代理人に提出させることその他大蔵省令で定める方法により、当該債務者又は保証人となる者の契約の締結の意思を確認しなければならない。

第二十一条中「人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穏を害するような言動により、その者を困惑させ」を「次の各号に掲げる行為をし」に改め、同項に次の各号を加える。

一 午後十時から翌日の午前六時までの間に、貸付けの契約の相手方又はその親族の住居をみだりに訪問し、又はこれらの者にみだりに電話をするにより、その私生活の平穏を妨げる行為
二 貸付けの契約の相手方又はその親族に対し威迫を交えた言動を用いること、貸付けの契約に基づく債務について流布することその他著しく不当な方法をとることにより、これら者の者を困惑させる行為

三 貸付けの契約の相手方の親族に対し、当該貸付けの契約に基づく債務の支払を強要し、又は当該債務の引受け若しくは保証を強要する行為
第二十四条第二項中「、貸付けの契約」とあるのは、「、当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」を「、当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」とし、同一条第一項中「貸付けの契約」とあるのは、「譲り受けた債権に係る貸付けの契約」とし、同項第三号二項に改め、同条を第四十八条とし、第五十条か

中「当該貸付けの契約」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」に改める。

第三十六条第一項第一号中「第十四条」を「第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条规定」に改め、同項に次の二号を加える。

五 前各号に規定する場合のほか、貸金業に関する不正又は著しく不当な行為をしたとき。

第三十七条第一項第一号中「又は第四号から第八号を」、「第四号、第五号又は第八号から第十号」に改め、「とき」の下に「(次項各号の一に該当するときを除く。)」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合においては、その登録を取り消すことができる。

一 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、第六条第一項第六号又は第七号に該当する者がその法定代理人となつたとき。

二 法人である場合において、第六条第一項第六号又は第七号に該当する者がその役員又は政令で定める使用人となつたとき。

三 個人である場合において、第六条第一項第六号又は第七号に該当する者がその政令で定める使用人となつたとき。

第三十九条、第四十条及び第四十一条第一項中「第三十七条第一項」を「第三十七条第一項若しくは第二項」に改める。

第三十九条、第四十条及び第四十一条第一項中「第三十七条第一項」を「第三十七条第一項若しくは第二項」に改める。

第四十三条を削る。

第四十四条中「第三十七条第一項」を「第三十七条第一項若しくは第二項」に改め、同条を第四十一条とし、第四十五条を第四十四条とし、第四十六条を第四十五条とする。

第六章中第四十七条を第四十六条とし、第四十一条中「第十六条」を「第十五条第一項」に改め、同条を第四十七条とし、第四十九条第一号中「第三十七条第一項若しくは第二項」に改め、同条を第四十一条とし、第四十五条を第四十四条とし、第四十六条を第四十五条とする。

第七章中第四十七条を第四十六条とし、第四十一条中「第十六条」を「第十五条第一項」に改め、同条を第四十七条とし、第四十九条第一号中「第三十七条第一項若しくは第二項」に改め、同条を第四十一条とし、第四十五条を第四十四条とし、第四十六条を第四十五条とする。

ら第五十二条までを「一条ずつ繰り上げる。

附則第三条第二項中「第四十四条」を「第四十三条」に改める。

附則第六条を削り、附則第七条を附則第六条とし、附則第八条を附則第七条とし、附則第九条を附則第八条とする。

附則第十条中「附則第七条」を「附則第六条」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第十二条を附則第十一条とす

改め、同条を附則第九条とする。

附則第十一条のうち別表第一の改正規定中「昭和八号」を「、第四号、第五号又は第八号から第十号」に改め、「とき」の下に「(次項各号の一に該当するときを除く。)」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合においては、その登録を取り消すことができる。

一 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、第六条第一項第六号又は第七号に該当する者がその法定代理人となつたとき。

二 法人である場合において、第六条第一項第六号又は第七号に該当する者がその役員又は政令で定める使用人となつたとき。

三 個人である場合において、第六条第一項第六号又は第七号に該当する者がその政令で定める使用人となつたとき。

四 事業者がその従業者に對して行うもの

五 物品の売買、運送若しくは保管又は物品の売買の媒介を業とする者がその取引に付隨して行うもの

六 この法律において「小口消費者金融業者」とは、次条第一項の免許を受けて小口消費者金融業を営む者をいう。

第二章 免許 (目的)

附則 第二章 総則

第一条 この法律は、小口消費者金融業を営む者について免許制度を実施し、その事業の規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて資金需要者の保護を図るとともに小口消費者金融業の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小口消費者金融業」とは、物上担保なしに個人に対して消費生活その他に必要な資金に充てるための金銭の貸付けをする行為で業として行うものをいう。ただし、

次各号に掲げるものを除く。

第三条 小口消費者金融業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所(以下単に「営業所」という。)を設置してその事業を営もうとする場合にあつては大蔵大臣の、一つの都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。

2 前項の免許は、三年ごとにその更新を受けなければその期間の経過によつてその効力を失

う。

(免許の申請)

第四条 前条第一項の免許を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては大蔵大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を記載した免許申請書を提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合において、その役員の氏名及び住所並びに政令で定める使人があるときは、その者の氏名及び住所

三 個人である場合において、政令で定める使人があるときは、その者の氏名及び住所

四 営業所の名称及び所在地

前項の免許申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 小口消費者金融業経歴書

二 条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

三 業務の方法を記載した書面

(免許の基準)

第五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、免許をしてはならない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 この法律、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第二百九十五号)若しくは貸金業者の自主規制の

助長に関する法律(昭和四十七年法律第二百二号)の規定に違反し、又は小口消費者金融業

を営むに当たり、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第十二条の規定に違反し、

若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第十五年法律第六十号の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

四 第三十三条第八号又は第九号に該当するこ

とにより免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員

(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に對し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項、第三十一条第一項及び第三十三条において同じ。)であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)

五 小口消費者金融業、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第七条第一項に規定する貸金業(同法第九条の規定の適用により同項に規定する貸金業に該当するもの)を含む。以下「貸金業」という。)に関し不正又は著しく不当な行為をした者で当該行為の

又は著しく不当な行為をした者で当該行為の

一の能力を有しない未成年者又は法定代理人

が前各号の一に該当する未成年者

六 小口消費者金融業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある明らかな者

七 小口消費者金融業の営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は法定代理人

が前各号の一に該当する未成年者

八 法人その役員又は政令で定める使人のあるもの

九 個人で政令で定める使人のうちに第一号から第六号までの一に該当する者のあるもの

十 大蔵大臣又は都道府県知事は、免許をしない場合においては、その理由を付した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。

2 (免許証の交付)

第六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の免許をしたときは、免許証を交付しなければならない。

(免許換えの場合における従前の免許の効力)

第七条 小口消費者金融業者が第三条第一項の免許を受けた後次の各号の一に該当して引き続き小口消費者金融業を営もうとする場合において同項の規定により大蔵大臣又は都道府県知事の免許を受けたときは、その者に係る従前の大蔵大臣又は都道府県知事の免許は、その効力を失う。

（小口消費者金融業者名簿等の閲覧）

第十条 大蔵大臣又は都道府県知事は、大蔵省令で定めるところにより、小口消費者金融業者名簿並びに免許の申請及び前条の届出に係る書類又はこれらの写しを一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第十一條 小口消費者金融業者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨をその免許を受けた大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 小口消費者金融業者が死亡した場合

二 法人が合併により消滅した場合

三 法人が清算人を代表する役員であつた者

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合

五 小口消費者金融業を廃止した場合

六 貸金業者があつた個人又は小口消費者金融業者であつた法人を代表する役員

七 法人その役員又は政令で定める使人のあるもの

八 法人その役員又は政令で定める使人のあるもの

九 法人その役員又は政令で定める使人のあるもの

十 法人その役員又は政令で定める使人のあるもの

四 個人である場合において、政令で定める使

用人があるときは、その者の氏名及び住所

五 営業所の名称及び所在地

六 その他大蔵省令で定める事項

(変更の届出)

第九条 小口消費者金融業者は、前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項について変更があつた場合においては、大蔵省令で定めるところにより、二週間以内に、その旨をその免許を受けた大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(無免許事業等の禁止)

(証明書の携帯等)

第三十条 小口消費者金融業者は、大蔵省令で定めることにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければならない。

2 従業者は、関係人の請求があつたときは、前項の証明書を提示しなければならない。

第四章 監督

(指示)

第三十一条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた小口消費者金融業者が次の各号の一に該当する場合には、当該小口消費者金融業者に対して、必要な指示をすることができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 業務に関しこの法律以外の法令に違反し、小口消費者金融業者として不適当であると認められるとき。

三 都道府県知事は、大蔵大臣の免許を受けた小口消費者金融業者で当該都道府県の区域内にその営業所を設けて業務を行うものが、その営業所に係る業務に関して、前項第一号から第五号までの一に該当する場合においては、当該小口消費者金融業者に対する業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

(免許の取消)

第三十二条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた小口消費者金融業者が次の各号の一に該当する場合には、当該小口消費者金融業者に対して、必要な指示をすることができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 未成年者である場合において、その法定代理人が第五条第一項第一号から第四号までの一に該当するに至ったとき。

三 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用者のうちに第五条第一項第一号から第四号までの一に該当する者があるに至ったとき。

四 個人である場合において、政令で定める使用者のうちに第五条第一項第一号から第四号までの一に該当する者があるに至ったとき。

五 第七条各号の一に該当する場合において第三十五条第三項を除く)の規定に違反したとき。

六 免許を受けてから一年以内に事業を開始せたとき。

三 前条の規定による指示に従わないとき。

四 この法律の規定に基づく大蔵大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。

五 前四号に規定する場合のほか、小口消費者金融業に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき。

たとき。

六 未成年者である場合において、その法定代理人が第五条第一項第一号から第五号までの一に該当するに至ったとき。

七 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用者のうちに第五条第一項第一号から第五号までの一に該当する者があるに至ったとき。

八 個人である場合において、政令で定める使用者のうちに第五条第一項第一号から第五号までの一に該当する者があるに至ったとき。

九 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

十 不正の手段により第三条第一項の免許を受けることができるに至ったとき。

十一 同項第三号から第五号までの一に該当する事実が判明したとき。

十二 不正の手段により第三条第一項の免許を受けることできず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかるわらず、聴聞を行わないで第三十一条から第三十三条までの規定による処分をすることができる。

十三 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

十四 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

十五 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

十六 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

十七 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

十八 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

十九 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

二十 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

二十一 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

二十二 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

二十三 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

二十四 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

二十五 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

二十六 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

二十七 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

二十八 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

二十九 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

三十 以上事業を休止したとき。

三十一 第十一条第一項の規定による届出がなくて同項第三号から第五号までの一に該当する事実が判明したとき。

三十二 不正の手段により第三条第一項の免許を受けることができるに至ったとき。

三十三 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

三十四 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

三十五 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

三十六 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

三十七 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

三十八 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

三十九 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

四十 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

四十一 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

四十二 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

四十三 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

四十四 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

四十五 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

四十六 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

四十七 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

四十八 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

四十九 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

五十 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

五十一 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

五十二 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

五十三 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

五十四 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

五十五 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

五十六 前条第一項各号の一に該当する業務の停止の命じることができる。

(指導等)

第三十九条 大蔵大臣はすべての小口消費者金融業者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内においてその業務を行つ小口消費者金融業者に対し、小口消費者金融業の適正な運営を確保し、又は小口消費者金融業の健全な発達を図るため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(報告及び検査)

第四十条 大蔵大臣はすべての小口消費者金融業者を當む者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内において小口消費者金融業を當む者に對して、小口消費者金融業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務について必要な報告を求め、又はその職員に當業所その他その業務を行つ場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

(登録免許税及び手数料)

第四十一条 第三条第一項の免許のうち大蔵大臣の免許を受けようとする者は、登録免許税法

(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、同項の免許のうち都道府県知事の免許を受けようとする者及び同条第二項の免許の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

(免許の取消し等に伴う取引の結了)

第四十二条 第三条第二項若しくは第十一条第二項の規定により免許が効力を失つたとき、又は小口消費者金融業者が同条第一項第一号若しくは第二号に該当したとき、若しくは第三十三条違反した者

若しくは第三十四条の規定により免許を取り消されたときは、当該小口消費者金融業者であつた者又はその一般承継人は、当該小口消費者金融業者が締結した契約に基づく取引を結了する

目的の範囲内においては、なお小口消費者金融業者とみなす。

(権限の委任)

第四十三条 大蔵大臣は、財務局長又は福岡財務支局长に対し、政令で定めるところにより、この法律による権限の全部又は一部を委任することができる。

(省令への委任)

第四十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定に基づく登録の申請、届出の手続きその他この法律を実施するために必要な事項は、大蔵省令で定める。

(第六章 罰則)

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段によつて第三条第一項の免許を受けた者

二 第十二条第一項の規定に違反した者

三 第十三条の規定に違反して他人に小口消費

者金融業を當ませた者

四 第三十二条の規定による業務の停止の命令に違反して業務を當んだ者

五 第四十六条 第十五条、第十六条第一項又は第十

七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部改正)

第六条 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「金銭の貸付」を「金銭の貸付け(物上担保なしに個人に對して行つもの)を除く。」に、「附隨」を「付隨」に改める。

(金銭の貸付け等とみなす場合)

第二項、第二十六条又は第二十七条の規定に

該当する方法によつてする金銭の交付又は授受

第四十八条次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十五条第三項、第二十九条又は第三十条第一項の規定に違反した者

三 第二十八条の規定による帳簿を備え付けず、又はこれに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

四 第三十八条の規定による業務報告書の提出をせず、若しくは業務報告書に虚偽の記載をし、又は同条の規定に違反して業務報告書を備えて置かなかつた者

五 第四十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対する検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても各本条の罰金刑を科する。

七 第七十一条第一項の規定による届出を怠つた者は、十万円以下の過料に処する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際小口消費者金融業を當んでいる者でこの法律による改正前の出資の受人、預り金及び金利等の取締等に関する法律第七条第一項前段の規定による届出をしているものは、この法律の施行の日から六月間(以下「経過期間」という。)は、第三条第一項の免許を受けなくとも、引き続き小口消費者金融業を當むことができる。その者が経過期間内に当該免許の申請をした場合において、経過期間を経過したときは、その申請に對し免許をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

第二 前項の規定により引き続き小口消費者金融業を當むことができる者は、第三条第一項の規定にかかる場合にあつては経過期間を経過した日までに、経過期間内に免許の申請をして経過期間の経過後当該免許をしない旨の処分があつた場合にあつてはその処分のあつた日までに小口消費者金融業を當むにつき締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内に限り、なお引き続き小口消費者金融業を當むことができる。

第三 前二項の規定により引き続き小口消費者金融業を當むことができる者については、この附則に別段の定めがあるものを除くほか、なお從前の例による。

第四 第十四条、第十八条、第十九条、第二十三条、第三十一条、第三十五条(第三十一条に係る部分に限る。)、第三十七条、第三十九条及び第四十条(同条に係る罰則を含む。)の規定は、第一項及び第二項の規定により引き続き小口消費者金融業を當むことができる者に適用する。この場合において、当該引き続き小口消費者金融業

<p>三〇八 松田博子 外百三十名</p> <p>紹介議員 吉田 正雄君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。</p> <p>一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願</p> <p>請願者 大阪府茨木市鮎川二ノ二六ノ三</p> <p>池田智美 外百十九名</p> <p>紹介議員 宮之原貞光君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。</p> <p>第一九一七号 昭和五十八年三月二十二日受理</p> <p>身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願</p> <p>請願者 北九州市若松区大谷町二ノ三</p> <p>白石等</p> <p>紹介議員 小野 明君</p> <p>この請願の趣旨は、第一八五八号と同じである。</p> <p>第一九二九号 昭和五十八年三月二十二日受理</p> <p>一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願</p> <p>請願者 滋賀県野洲郡野洲町小篠原 藤田明 外二百四十九名</p> <p>紹介議員 松本 英一君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。</p> <p>第一九三〇号 昭和五十八年三月二十二日受理</p> <p>一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願</p> <p>請願者 野寿賀子 外百五十九名</p> <p>紹介議員 目黒今朝次郎君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。</p> <p>第一九五七号 昭和五十八年三月二十三日受理</p> <p>身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願</p> <p>請願者 野寿賀子 外百五十九名</p> <p>紹介議員 目黒今朝次郎君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。</p> <p>第一九八二号 昭和五十八年三月二十四日受理</p> <p>一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願</p> <p>請願者 大阪府高槻市柱本六ノ一一ノ六</p> <p>岩村仁司 外百四十九名</p> <p>紹介議員 山崎 昇君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。</p> <p>第一九八三号 昭和五十八年三月二十四日受理</p> <p>一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願</p> <p>請願者 大阪府吹田市岸部北五ノ六ノ一</p> <p>三 岸前貴志 外百三十九名</p> <p>紹介議員 和田 静夫君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。</p> <p>第一九四三号 昭和五十八年三月二十五日受理</p> <p>身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願</p> <p>請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三</p> <p>○一 渡辺貞夫</p> <p>紹介議員 村田 秀三君</p> <p>この請願の趣旨は、第一八五八号と同じである。</p> <p>第二〇〇四九号 昭和五十八年三月二十五日受理</p> <p>所得税減税の実施等に関する請願</p> <p>請願者 埼玉県大宮市別所町一〇八ノ九</p> <p>丸山勝 外百二十九名</p> <p>紹介議員 近藤 忠孝君</p> <p>老人医療の有料化、人事院勧告恩給各種年金の凍結、所得税減税の見送り、年金制度の大規模な改悪構想の発表などが相次ぎ、深刻な不安にかられている。ついては、所得税減税を実施し、高齢者の課税最低限を引き上げられたい。</p> <p>第二〇〇九号 昭和五八年三月二十九日受理</p> <p>一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願</p> <p>請願者 大阪府交野市妙見坂五ノ四ノ四</p> <p>近藤 忠孝君</p> <p>政府は去る十二月三十日、昭和五八年年度予算案を閣議決定し第九十八回国会に提出した。しかしこれはレーガン核戦争政策に加担し軍事費を実質八・六パーセントも突出させ、(世界八番目の軍事大国になる)反面、社会保障費、文教費など国民生活関連予算を大幅に削つたばかりでなく、十六兆円にものぼる赤字国債発行で国民に大幅な借金を背負わせるという、国民の命と暮らしを破壊する予算案となつてゐる。特に人事院勧告の凍結は、公務員労働者の生活を破壊するばかりか、これを置いてここに年金、恩給、児童手当など各種手当を据え置く非道なものになつてゐる。我々は、中曾根内閣のレーガン核戦争政策加担に反対する立場から、軍事費を大幅に削り、命と暮らしを守る国民生活関連予算を確保することを要請するものである。ついては、大企業優遇税制を抜本的に改め一兆円減税をされたい。</p> <p>第二一二七号 昭和五八年三月二十九日受理</p> <p>身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願</p> <p>請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七</p> <p>紹介議員 赤桐 操君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。</p>	<p>一、所得税の大幅減税実施に関する請願(第一二四四号)</p> <p>一、たばこ専売制度の維持等に関する請願(第一二八五号)</p> <p>請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、一三 渡辺龍吉</p> <p>紹介議員 長谷川 信君</p> <p>この請願の趣旨は、第一八五八号と同じである。</p> <p>第一九八二号 昭和五八年三月二十四日受理</p> <p>一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願</p> <p>請願者 大阪府高槻市柱本六ノ一一ノ六</p> <p>岩村仁司 外百四十九名</p> <p>紹介議員 山崎 昇君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。</p> <p>第一九八三号 昭和五八年三月二十四日受理</p> <p>一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願</p> <p>請願者 大阪府吹田市岸部北五ノ六ノ一</p> <p>三 岸前貴志 外百三十九名</p> <p>紹介議員 和田 静夫君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。</p> <p>第一九四三号 昭和五八年三月二十五日受理</p> <p>身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願</p> <p>請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三</p> <p>○一 渡辺貞夫</p> <p>紹介議員 村田 秀三君</p> <p>この請願の趣旨は、第一八五八号と同じである。</p> <p>第二〇〇四九号 昭和五八年三月二十五日受理</p> <p>所得税減税の実施等に関する請願</p> <p>請願者 埼玉県大宮市別所町一〇八ノ九</p> <p>丸山勝 外百二十九名</p> <p>紹介議員 近藤 忠孝君</p> <p>老人医療の有料化、人事院勧告恩給各種年金の凍結、所得税減税の見送り、年金制度の大規模な改悪構想の発表などが相次ぎ、深刻な不安にかられている。ついては、所得税減税を実施し、高齢者の課税最低限を引き上げられたい。</p> <p>第二〇〇九号 昭和五八年三月二十九日受理</p> <p>一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願</p> <p>請願者 大阪府交野市妙見坂五ノ四ノ四</p> <p>近藤 忠孝君</p> <p>政府は去る十二月三十日、昭和五八年年度予算案を閣議決定し第九十八回国会に提出した。しかしこれはレーガン核戦争政策に加担し軍事費を実質八・六パーセントも突出させ、(世界八番目の軍事大国になる)反面、社会保障費、文教費など国民生活関連予算を大幅に削つたばかりでなく、十六兆円にものぼる赤字国債発行で国民に大幅な借金を背負わせるという、国民の命と暮らしを破壊する予算案となつてゐる。特に人事院勧告の凍結は、公務員労働者の生活を破壊するばかりか、これを置いてここに年金、恩給、児童手当など各種手当を据え置く非道なものになつてゐる。我々は、中曾根内閣のレーガン核戦争政策加担に反対する立場から、軍事費を大幅に削り、命と暮らしを守る国民生活関連予算を確保することを要請するものである。ついては、大企業優遇税制を抜本的に改め一兆円減税をされたい。</p> <p>第二一二七号 昭和五八年三月二十九日受理</p> <p>身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願</p> <p>請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七</p> <p>紹介議員 赤桐 操君</p> <p>この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。</p>
---	--

この請願の趣旨は、第一八五八号と同じである。

第二二三六号 昭和五十八年三月三十日受理
一兆円減税の実現に関する請願

請願者 埼玉県所沢市弥生町二、八九四ノ一四 藤井信志 外三百五十名

紹介議員 大川 清幸君

紹介議員 大川 清幸君

この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第二二六四号 昭和五十八年三月三十日受理
身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願

請願者 山口県徳山市徳山五、五八三ノ一 福谷光男

紹介議員 小澤 太郎君

この請願の趣旨は、第一八五八号と同じである。

第二二七四号 昭和五十八年三月三十一日受理
一兆円減税の実現に関する請願

請願者 埼玉県草加市吉町三ノ三ノ二六 太田豊子 外四千九百九十九名

紹介議員 柏原・ヤス君

この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第二二八四号 昭和五十八年三月三十一日受理
所得税の大額減税実施に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一 福島市議 会内 八卷一夫

紹介議員 鈴木 省吾君

我が国の経済は、内需の不振や輸出の伸び悩み等により、引き続き停滞の状況下にあつて国民的感覚からしても税の重圧を感じており、なかでも中小企業の経営は一段とその厳しさを増している。特に、五年間所得税減税が見送られているため、国民の税負担が著しく増大し、かつ納税者間の不公平は一段と拡大している。また、これが個人消費の不振にもつながり、零細企業の経営悪化を招いている。よつて、昭和五十八年度において大幅な所得税減税を実施されたい。

第二二八五号 昭和五十八年三月三十一日受理
たばこ専売制度の維持等に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一 福島市議 会内 八卷一夫

紹介議員 鈴木 省吾君

たばこ専売制度は、制度制定以来、地域経済の発展に寄与するとともに、国・地方自治体に対しても財政的に多大の貢献をしており、また、社会的にも定着をみている。この制度が廃止されれば、たばこ耕作者、たばこ販売店をはじめ、関連企業諸団体への影響は大きく、地域経済、地域住民を混乱させることは必至である。よつて、葉たばこの減反をすることなく、今後ともたばこ専売制度を維持されたい。